



2024 入学案内・募集要項

日本社会事業大学 通信教育科

社会福祉士養成課程

一般養成課程 1年6ヶ月

短期養成課程 9ヶ月

厚生労働大臣指定社会福祉士養成施設

専門実践教育訓練給付金制度 厚生労働大臣指定講座

目次

課程紹介

社会福祉士とは / 社会福祉士資格の取得ルート	1
7つの魅力	2
課程主任	4
指導教員	5
修了生からのメッセージ	10
修了後のステップアップ	11
社会福祉士一般養成課程（学習内容・面接授業日程・学費等）	12
社会福祉士短期養成課程（学習内容・面接授業日程・学費等）	15
ソーシャルワーク実習（相談援助業務の経験がない方が履修） 一般養成課程	18
ソーシャルワーク実習（相談援助業務の経験がない方が履修） 短期養成課程	20
実習施設	22
経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン	28
学習・授業に関する Q&A	29

入試情報

社会福祉士一般養成課程 / 社会福祉士短期養成課程 募集要項	30
社会福祉士一般養成課程 / 社会福祉士短期養成課程 出願書類一覧	32
出願方法	38
コード一覧（都道府県／職種名／勤務先種別）	40
指定施設における相談援助業務の範囲	42
出願書類 記入例	56

出願書類 ※ 出願に必要な書類のみミシン目に沿って切り取って使用すること。

2024 年度 社会福祉士(一般/短期)養成課程入学申込書

志望動機書

小論文

推薦書

実務経験証明書(兼 実務経験見込証明書)

基礎科目履修(見込)証明書

実習生個人票

実習配属調査票

封筒貼付用シート

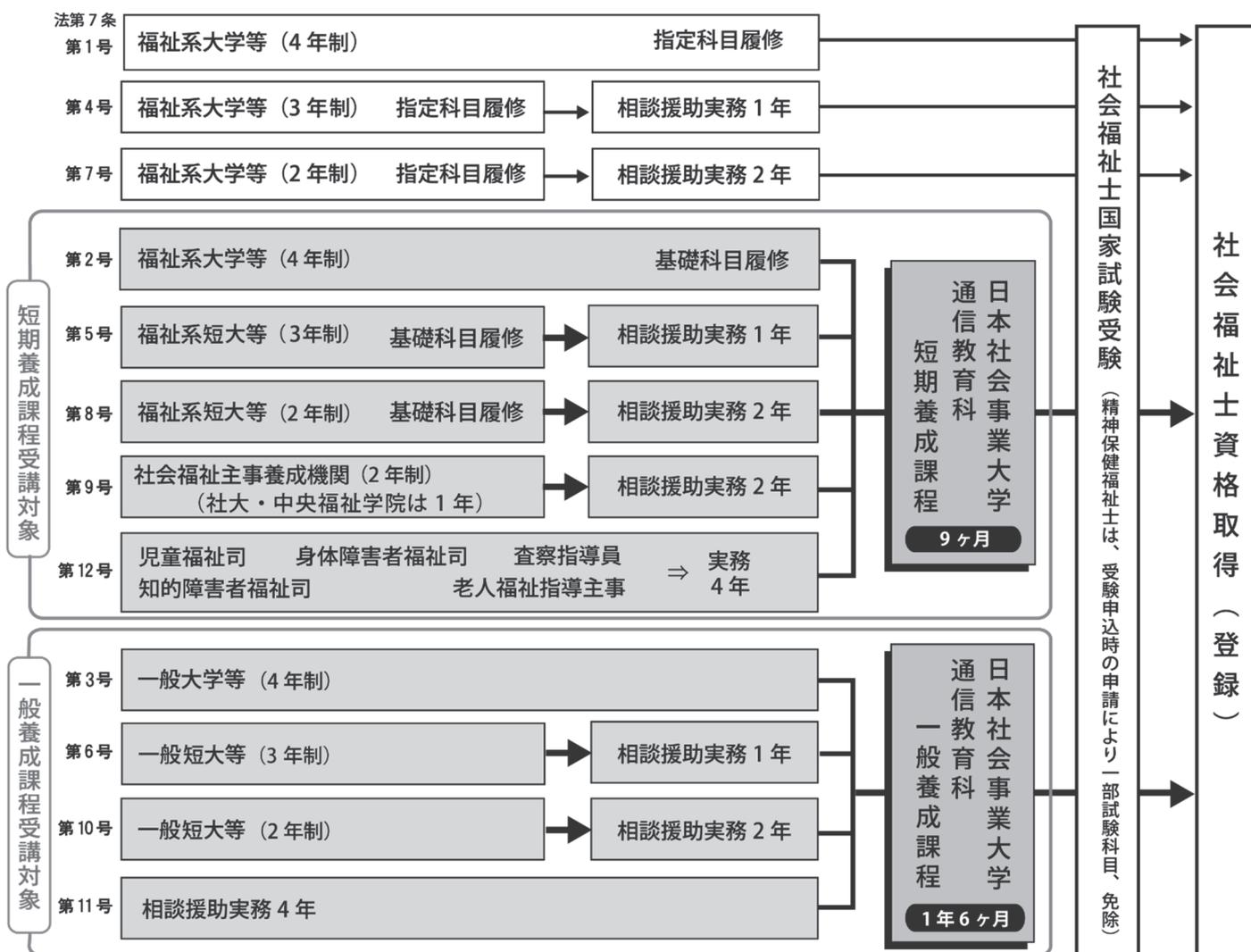
社会福祉士とは

社会福祉士とは、福祉分野における国家資格として、1987年制定の「社会福祉士及び介護福祉士法」で誕生した社会福祉の専門家です。近年はニーズの高度化・多様化が進み、教育、医療、司法、行政など、福祉だけにとどまらず、多様な職場で社会福祉士が持っている知識や技術が求められています。

社会福祉士は一度取得できれば生涯有効です。最近ではソーシャルワーカー採用の必要条件とされることが多くなっています。

社会福祉士資格の取得ルート

本課程の場合、**一般養成課程(1年6ヶ月)**と**短期養成課程(9ヶ月)**がございます。下記の図からご自身の経歴に当てはめて、どの課程の受講対象となるのか確認しましょう。



指定科目履修 とは、社会福祉士の指定科目をすべて履修し修了すること。

基礎科目履修 とは、社会福祉士の基礎科目をすべて履修し修了すること。

相談援助実務 については、42～55ページの指定施設における相談援助業務の範囲をご確認ください。

ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科にお電話でお問い合わせください。

7つの魅力



全国トップの国家試験合格率・修了率

本課程の魅力はなんといってもトップクラスの国家試験合格率、そして修了率の高さです。

社会福祉士一般養成課程 2022年度国家試験合格率 **71.1%** 2021年度修了率 **81.9%**

社会福祉士短期養成課程 2022年度国家試験合格率 **48.9%** 2022年度修了率 **89.8%**

例年、全国平均の約2倍の合格率を誇っています(一般養成課程・新卒)。 ※ 2022年度 全国平均合格率 44.2%
修了後も国家試験合格に向けてサポートを行っています。

土日祝日を活用した面接授業日程

土・日・祝を利用した面接授業日程で職場への負担を軽減できます。本学通信教育科では、対面による面接授業を実施しています。本学では、現在に至るまでの長きに渡る養成教育の経験から、対面によるコミュニケーションを通じて学ぶことが大切であると考えています。面接授業によって教員と学生、学生同志がお互いに顔を合わせ、意見を交わしながら学びを深めて行くという経験を重視しているからです。対人援助職であるソーシャルワーカーの養成教育には、実際にさまざまな他者とかかわり、そのかかわりを省察する過程が欠かせないと考えています。

日本社会事業大学の著名教授陣による充実した学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面での面接授業を行います。

自宅学習による通信教育は、指定規則に定められた科目ごとの学習設定学期にレポート提出をしていただきます。学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。

修了後の専門職大学院への学内推薦制度

通信教育科生が専門職大学院の講義を聴講できる「連携オプション講座」を設けています。

修了後は学内推薦制度を利用して専門職大学院を受験することができます。認定社会福祉士・認定上級社会福祉士へのステップアップになります。

本課程では、修了後のステップアップとして、精神保健福祉士短期養成課程、専門職大学院、研究科大学院への入学に向けてサポートしていきます。(11 ページ参照)

経済的な負担を軽減するための制度や提携ローンをご案内

本課程では学びたいという学生の経済的な負担を軽減する制度や提携ローンをご案内しています。

教育訓練給付制度： 本課程は厚生労働省からの専門実践教育訓練給付制度の対象講座に指定されています。

修学資金貸付制度： 修了後、各都道府県の社会福祉施設において、社会福祉士として相談援助業務等に5年間従事した場合、貸付金について返還免除を受けることができます(給付条件あり)。

提携教育ローン： 他の教育ローンに比べたメリット ①手数料率が優遇 ②WEB申込可能 ③多様な返済方法

大学の付属図書館の利用が可能

社会福祉の専門図書を多数所蔵していることで有名な本学附属図書館を受講生は利用することができます。

遠方の方はOPAC(Online Public Access Catalog)を利用して自宅から蔵書を検索し、郵送で図書を借りることができます。戦前の貴重な図書・資料とともに、戦後の社会福祉の重要な図書・資料も豊富に所蔵しており、現在の蔵書数は26万点にも達しています。面接授業の際に利用したり、レポートの作成時に利用したりする受講生が多くいらっしゃいますので、是非利用してください。

全国に広がる2万2千人を超える同窓生ネットワーク

通信教育科の学生も日本社会事業大学同窓会へ入会することができます。

本学同窓会は、戦前の中央社会事業協会研究生を出発点として、日本社会事業学校研究科・専修科、専門学校、短期大学、学部の卒業生、通信教育科の修了生で組織されており、同窓会や大学の歩み、会員の活動などの情報発信や学生支援などに取り組んでいます。同窓会に入会することで、全国各地で活躍する2万2千人を超える本学同窓生とのネットワークに繋がり、情報交換や交流を深めることができます。

課程主任

社会福祉士一般養成課程 佐竹 要平



本課程は日本社会事業大学が培った、経験豊富な教授陣による教育内容や、国家試験に向けての手厚いサポートが整っています。

さらに、在学中や修了後も、大学院等の様々な教育プログラムと連動し学べるソーシャルワーカーの生涯におけるスキルアップに重点を置いています。

今期生の募集にあたり、資格取得だけで終わらない『+α』を目指す熱意のある多くの方が出願されることを期待します。

◆略歴 2000年日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了。NHK学園高等学校専攻科社会福祉コース教諭、長崎短期大学保育学科専任講師を経て、2012年より現職。

◆主な研究分野 社会福祉の歴史的アプローチ、女性福祉問題

◆著書 『児童・家庭福祉』(共著・中央法規出版) / 『ソーシャルワーク論Ⅰ：基盤と専門職』(共著・法律文化社) / 『児童福祉司研修テキスト』(編著・明石書房) / 『要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト』(編著・明石書房)

◆担当科目 社会福祉の原理と政策 / ソーシャルワーク演習 / ソーシャルワーク実習指導

社会福祉士短期養成課程 大部 令絵

本学通信教育科の短期養成課程は、社会福祉士を目指すための知識やノウハウを凝縮した9ヶ月間のコースです。一緒に学ぶ仲間は、年齢も経験も様々。本学教員陣による授業はもちろん、全国から集まる仲間との「学びあい」も、国家試験だけでなく、その後の実践の大きな支えになるはず。短期間に集中して学びたい！という意欲のある方のご入学を心よりお待ちしております。

◆略歴 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程修了。博士(障害科学)。埼玉県立大学、日本女子大学を経て、2022年より現職。

◆著書 『福祉心理学<日本福祉心理学会研修テキスト>基礎から現場における支援まで』(共著、明石書店、2021) / 『聴覚障害児の学習と指導 発達と心理学的基礎』(共著、明石書店、2018)

◆担当科目 ソーシャルワーク演習 / ソーシャルワーク実習指導 / 社会福祉概論



習棟
319

指導教員

科目名	指導教員	
<p>医学概論</p>	<p>森 千佐子 (本学教授)</p> 	<p>◆略歴 九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程単位取得退学後、博士(社会福祉学)を取得。筑波大学附属病院等で看護師として勤務した後、実習指導者、看護教員を経て、佐野短期大学(現佐野日本大学短期大学)で介護福祉士養成教育に携わり、2017年4月に本学着任。</p> <p>◆主な研究分野 高齢支援、介護者支援、多職種連携、介護福祉教育、アロマセラピーと介護など</p> <p>◆著書 『介護予防の健康科学-高齢者・障害者のライフスタイル研究-』(共著、不昧堂出版、2008)／『人間関係ハンドブック』(共著・第5章編集責任、福村出版、2017)など</p>
	<p>大西 典子 (山野美容芸術短期大学教授)</p> <p>瀬戸口 将史 (社会福祉法人三篠会さくらテラス青葉町看護主任)</p> <p>正井 章子 (本学通信教育科非常勤講師)</p>	
<p>心理学と心理的支援</p>	<p>野口 代 (東大阪大学短期大学部准教授)</p>	
<p>社会学と社会システム</p>	<p>菰田 レエ也 (鳥取大学講師)</p> <p>加藤 旭人 (法政大学大原社会問題研究所 環境アーカイブズリサーチアシスタント)</p>	
	<p>佐竹 要平 (本学通信教育科准教授)</p> <p>浦野 由佳 (NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク JSN 東京)</p> <p>岡崎 利治 (関西福祉大学専任講師)</p> <p>松永 繁 (岩手県立大学講師)</p>	
<p>社会福祉調査の基礎</p>	<p>菰田 レエ也 (鳥取大学講師)</p> <p>加藤 旭人 (法政大学大原社会問題研究所 環境アーカイブズリサーチアシスタント)</p>	
<p>ソーシャルワークの 基盤と専門職</p>	<p>内田 宏明 (本学准教授)</p> 	<p>◆略歴 東洋大学大学院博士後期課程単位取得退学、養護老人ホーム相談員、障害者就労支援員、スクールソーシャルワーカー、長野大学実習助手、法政大学実習指導講師、飯田女子短期大学准教授を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 スクールソーシャルワーク、学校福祉、子どもの権利</p> <p>◆著書 『ソーシャルワーカーのジレンマ』(共著、筒井書房、2009)／『スクールソーシャルワーク論』(共編著、学苑社、2008)／『新スクールソーシャルワーク論』(共編著、学苑社、2012)／『再構 児童福祉-子どもたち自身のために』(共著、筒井書房、2014)</p>
	<p>青木 優実 (株式会社キズキ社会福祉士・精神保健福祉士)</p> <p>佐藤 浩一 (偕楽園ホーム居宅介護支援事業所介護支援専門員)</p> <p>田中 康一 (本学通信教育科非常勤講師)</p>	

指導教員

ソーシャルワークの 理論と方法	<p>木戸 宜子 (本学大学院教授)</p> 	<p>◆略歴 1989年日本社会事業大学卒業。社会福祉士。1990年国立療養所東京病院ソーシャルワーカーとして勤務。2002年日本社会事業学校研究科専任教員。2003年日本社会事業大学大学院博士後期課程修了。博士(社会福祉学)。2004年日本社会事業大学専門職大学院助教授を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 地域を基盤としたソーシャルワーク実践・理論</p> <p>◆著書 『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』(共著、相川書房 2007)／『社会福祉エッセンス』(共著、自由国民社、2008)／『対人援助・生活相談サポートブック』(共著、中央法規出版、2008)など</p>
	<p>木村 容子 (本学教授)</p> 	<p>◆略歴 1993 関西学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士課程前期課程修了(社会学修士)。1995年(米国)コネチカット大学ソーシャルワーク大学院修士課程修了(Master of Social Work)。2010年関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程修了(博士・人間福祉)。社会福祉法人愛和会中筋児童館館長、京都光華女子大学准教授等を経て、現職。</p> <p>◆主な研究分野 子ども家庭福祉、子育て・親育ち支援、実践モデルの開発</p> <p>◆著書 『被虐待児の専門里親支援—M-D&Dにもとづく実践モデル開発』(相川書房、2010)／『児童や家庭に対する支援と子ども家庭福祉制度(第2版)』(共著、ミネルヴァ書房、2013)／『児童福祉の地域ネットワーク』(共著、相川書房、2009)など</p>
	<p>岩崎 雅美 (東京家政大学准教授) 坂元 暁子 (明治学院大学非常勤講師) 松永 繁 (岩手県立大学講師) 元橋 良之 (首都医校専任教員)</p>	
地域福祉と 包括的支援体制	<p>菱沼 幹男 (本学教授)</p> 	<p>◆略歴 1994年本学社会福祉学部卒業。2010年本学大学院博士後期課程修了(社会福祉学博士)。社会福祉協議会職員、デイサービスセンター生活相談員、大妻女子大学実習講師、文京学院大学助教等を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 地域福祉、高齢者福祉、コミュニティソーシャルワーク</p> <p>◆著書 『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』(共編著、中央法規出版、2014)／『福祉のまちづくりの検証』(共著、彰国社、2013)など</p>
	<p>大石 剛史 (国際医療福祉大学准教授) 田中 悠美子 (一般社団法人ケアラーワークス代表理事) 西田 ちゆき (NPO 法人つなぐ代表) 長谷川 真司 (公立大学法人山口県立大学教授) 宮脇 文恵 (宇都宮短期大学教授)</p>	

福祉サービス組織と経営	<p>井上 由起子 (本学大学院教授)</p>  <p>◆略歴 1990年日本女子大学卒業。清水建設勤務を経て、1995年横浜国立大学工学研究科入学。2000年同修了。博士(工学)。2001年、国立医療・病院管理研究所主任研究官。組織再編により国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部上席主任研究官。2012年より現職。</p> <p>◆主な研究分野 高齢者ケア、住宅政策と福祉政策、居住福祉</p> <p>◆著書 『いえとまちなかで老い衰える』(中央法規出版、2006)／『個室ユニット型施設計画ガイドライン』(共著、中央法規出版、2005)『介護福祉の組織・制度論』(共著、光生館、2015)／『実践事例から読み解くサービス付き高齢者向け住宅』(共著、中央法規出版、2013)など</p>
	<p>川尻 勝臣 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>斉藤 弘美 (社会福祉法人大洋社常務理事)</p> <p>沼田 裕樹 (東京家政大学非常勤講師)</p> <p>前川 雅彦 (尼崎市小田南地域包括支援センター社会福祉士)</p>
社会保障	<p>高橋 幸生 (本学 前 教授)</p> <p>高石 豪 (NPO 法人日本ソーシャルワーカー協会事務局長)</p> <p>柳澤 充 (柳澤社会福祉士事務所代表)</p>
高齢福祉	<p>永嶋 昌樹 (本学准教授)</p> <p>白石 敦子 (帝京科学大学非常勤講師)</p> <p>鄭 春姫 (本学通信教育科非常勤講師)</p>
障害者福祉	<p>曾根 直樹 (本学福祉マネジメント研究科教授)</p> <p>木下 和美 (社会福祉法人あゆみの会 障害福祉サービス安岡苑 理事長・施設長)</p> <p>吉田 滋 (茨城キリスト教大学兼任講師)</p>
児童・家庭福祉	<p>青木 優実 (株式会社キズキ社会福祉士・精神保健福祉士)</p> <p>栗原 拓也 (静岡英和学院大学准教授)</p> <p>佐藤 浩一 (偕楽園ホーム居宅介護支援事業所介護支援専門員)</p> <p>和田上 貴昭 (日本女子大学准教授)</p>
貧困に対する支援	<p>佐々木 貴雄 (本学准教授)</p> <p>東 康祐 (日本福祉教育専門学校専任講師)</p>

指導教員

保健医療と福祉	<p>小原 眞知子 (本学教授)</p>  <p>◆略歴 1991年日本女子大学大学院文学研究科社会福祉学博士前期課程修了(社会学修士)後、日本医科大学第二病院、医療ソーシャルワーカーを経て、2000年久留米大学文学部社会福祉学科講師、准教授、久留米大学医療センター地域連携室スーパーバイザー兼務。2005年日本女子大学大学院人間社会研究科博士後期課程修了(社会福祉学博士)。2007年東海大学健康科学部 准教授、教授を経て2015年より現職。</p> <p>◆主な研究分野 ソーシャルワーク理論・援助技術開発、保健医療福祉領域、高齢者福祉領域</p> <p>◆著書 『統合的短期ソーシャルワーク-ISTT の理論と実践』(監訳、金剛出版、2014)など</p>
	<p>岩田 直子 (筑波大学付属病院医療連携患者相談センター副部長)</p> <p>川村 博文 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>永島 徹 (NPO 法人風の詩理事長)</p> <p>菱ヶ江 恵子 (山口県立大学講師)</p>
権利擁護を支える法制度	梶原 洋生 (本学教授)
刑事司法と福祉	<p>北本 明日香 (福島学院大学専任講師)</p> <p>河西 俊文 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>黒田 博子 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>高木 善史 (岩手県立大学講師)</p>

指導教員

ソーシャルワーク演習	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	関根 麻美	(武蔵野大学非常勤講師)
	大部 令絵	(本学通信教育科専任講師)	田中 康一	(本学通信教育科非常勤講師)
	大井 純	(NPO 法人障害児教育・福祉資料センター代表理事)	出張 由起	(地域包括支援センター埼玉セントラル所長)
	岡田 裕樹	(本学通信教育科非常勤講師)	永島 徹	(NPO 法人風の詩理事長)
	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)	廣瀬 圭子	(ルーテル学院大学准教授)
	川村 博文	(本学通信教育科非常勤講師)	丸山 広子	(上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター専門相談員)
	岸野 靖子	(社会福祉法人 JHC 板橋会 生活相談員)	元橋 良之	(首都医校専任教員)
	倉持 香苗	(本学准教授)	柳澤 充	(柳澤社会福祉士事務所代表)
	佐藤 史子	(埼玉県若年性認知症サポートセンター コーディネーター)		
ソーシャルワーク実習指導	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)
	大部 令絵	(本学通信教育科専任講師)	永島 徹	(NPO 法人風の詩理事長)
巡回指導 (ソーシャルワーク実習)	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	柴田 稔	(ひとみ成年後見事務所代表)
	大部 令絵	(本学通信教育科専任講師)	末長 秀教	(大阪市平野区社会福祉協議会副主幹)
			鈴木 ひとみ	(米沢市社会福祉協議会相談支援員)
	安慶名 緑	(介護老人保健施設嬉野の園相談室)	関根 麻美	(武蔵野大学非常勤講師)
	和泉 芳枝	(いずみソーシャルサポート代表)	田中 康一	(本学通信教育科非常勤講師)
	池田 博章	(久留米大学比較文化研究所 特別研究員)	千田 富士夫	(社会福祉法人三陸福祉会特別養護老人ホーム さんりくの園施設長)
	池田 美帆	(こすもす社会福祉士事務所 社会福祉士)	趙 晤衍	(敬和学園大学教授)
	稲嶺 裕子	(NPO 法人スペース空 相談支援専門員)	富澤 雄二	(本学通信教育科非常勤講師)
	大井 純	(NPO 法人障害児教育・福祉資料 センター代表理事)	永島 徹	(NPO 法人風の詩理事長)
	岡崎 利治	(関西福祉大学専任講師)	西村 一志	(社会福祉法人スイートホーム 主任介護支援専門員)
	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)	貫井 規吉	(特別養護老人ホーム壽ノ家 施設ケアマネージャー)
	小倉 由起子	(NPO 法人安濃津福祉会理事長)	樋渡 しおり	(西山クリニック精神科ソーシャルワーカー)
	鹿毛 弘通	(聖ヨゼフホーム施設長)	茂木 和子	(前橋刑務所社会福祉士)
	韓 榮芝	(長崎国際大学准教授)	望月 利明	(サイメディ社会福祉士事務所所長)
	岸野 靖子	(社会福祉法人 JHC 板橋会 生活相談員)	森口 誠	(社会福祉法人真和会障がい福祉サービス事業所 櫻苑相談支援専門員)
	北本 明日香	(福島学院大学専任講師)	森地 徹	(筑波大学助教)
	木下 和美	(社会福祉法人あゆみの会 障害福祉サービス事業所安岡苑 理事長・施設長)	山北 治彦	(社会福祉法人やすらぎ福祉会 介護型ケアハウスソラーレ生活相談員)
	木村 徹	(ふくのたね保育園園長)	山崎 美智子	(前 小樽市さくら学園施設長)
	清田 明浩	(きよた社会福祉士事務所 認定社会福祉士)	弓田 香織	(長野県教育委員会南信教育事務所 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー)
	栗原 拓也	(静岡英和学院大学准教授)	横田 勉	(横田社会福祉士事務所)
	坂元 暁子	(明治学院大学非常勤講師)	横森 雄次	(よこもり社会福祉士事務所代表)
	佐々木 薫	(社会福祉法人仙台市社会事業協会 仙台楽生園ユニットケア施設群 統括施設長)	吉田 千代	(横浜市教育委員会人権教育・児童生徒課 不登校児童生徒支援コーディネーター)
	澤 伊三男	(北海道医療大学心理科学部 臨床心理学科非常勤講師)	吉森 幸一	(霧島市地域包括支援センター社会福祉士)

2023 年度実績です。指導教員等変更になる場合があります。

修了生からのメッセージ

課程紹介

新型コロナウイルスは、この国の福祉の脆弱性を見事に告発した。世の中が危機的な状況になるほど、こぼれ落ちる人間を生む。飛び込んだ福祉現場の「懐」で感じたのは、この国の冷たさだった。午前九時。始業した高齢者対応の地域包括支援センター（包括）の電話転送を解除すると、とたんに五台ほどの電話が鳴り始める。「隣から異臭がする」「介護認定を受けたい」。受話器の向こうからそんな問い合わせが聞こえてくる。電話は午後五時の終業まで途切れない。想像を上回る忙しさ。知っているつもりだったが、分かっていたいなかった。帰宅すると、テレビでは国会議員のはし、酒や官僚の



視点

特別報道部・木原育子



大学で国際学を学び、卒業後は介護職・特別支援学校教員、青年海外協力隊を経験しました。ほぼ独学で利用者の方や生徒と関わっていて、体系的に福祉を学び直し、より専門的に関わりたいという思いが強くなり、本課程に入学しました。

学びの内容は実務と直結する事が多く、学ぶ事や同じ志を持った仲間と語らう事が面白くてたまりませんでした。特にスクーリングや実習は、ソーシャルワークに真摯に向き合い、考え、内省し、仲間とそれらを共有できる時間であり、社会人になってからこういう時間を持つことができたことは、とても幸福なことだと思っています。

真剣に語らえる先生や仲間に出会え、修了後もその縁を繋いでおり、数ある大学の中から社会事業大学を選んで良かった！と心から思います。

(石藤 可苗 氏 就労移行支援事務所一般養成課程修了生)

接待が報じられていた。私が包括にいたのは社会福祉士の資格を取るためだ。一九八七年に生まれた国家資格で、介護や児童養護施設、更生保護などあらゆる福祉の現場で相談業務に携わるソーシ

の人が力を貸そうと動いているが、必要な人に届かなければ意味がない。ソーシャルワーカーは利用者が抱く劣等感、孤立感をくみ取りながら、ニーズと社会資源を結びつけて解決に導く仕事とされる。

人が必要になっているのだ。一方、根本的な課題は残ったままだ。ソーシャルワーカーは「助けて」と言えた人には対処できても、声を上げる力がない人や潜在的な問題にまで手が回りにくい。国の多くの福祉制度は申請主義。た

どりつくことが困難な人への支援は想定されていない。私はそついった人に取材で出会っている。出産直後に赤ちゃんの首を絞めた母親、窃盗を繰り返す軽度な知的障害がある男性。まさしく福祉に

社会福祉士の実習を経験

小さな声かけ福祉の一步

フードバンクや炊き出し、就労支援。コロナ禍で、多く

ただ、これらは教科書通りの答えではない。逆に言えば、社会福祉士という資格が生まれるほど、社会のつながりは貧しくなっている。社会課題を発掘し、解決につなげる。地域社会が引き受けていた仕事を、専門的に取り組む

支援は想定されていない。私はそついった人に取材で出会っている。出産直後に赤ちゃんの首を絞めた母親、窃盗を繰り返す軽度な知的障害がある男性。まさしく福祉に

つながる。「つなげた」。小さな声かけから福祉の一步は始まっていくのだから。

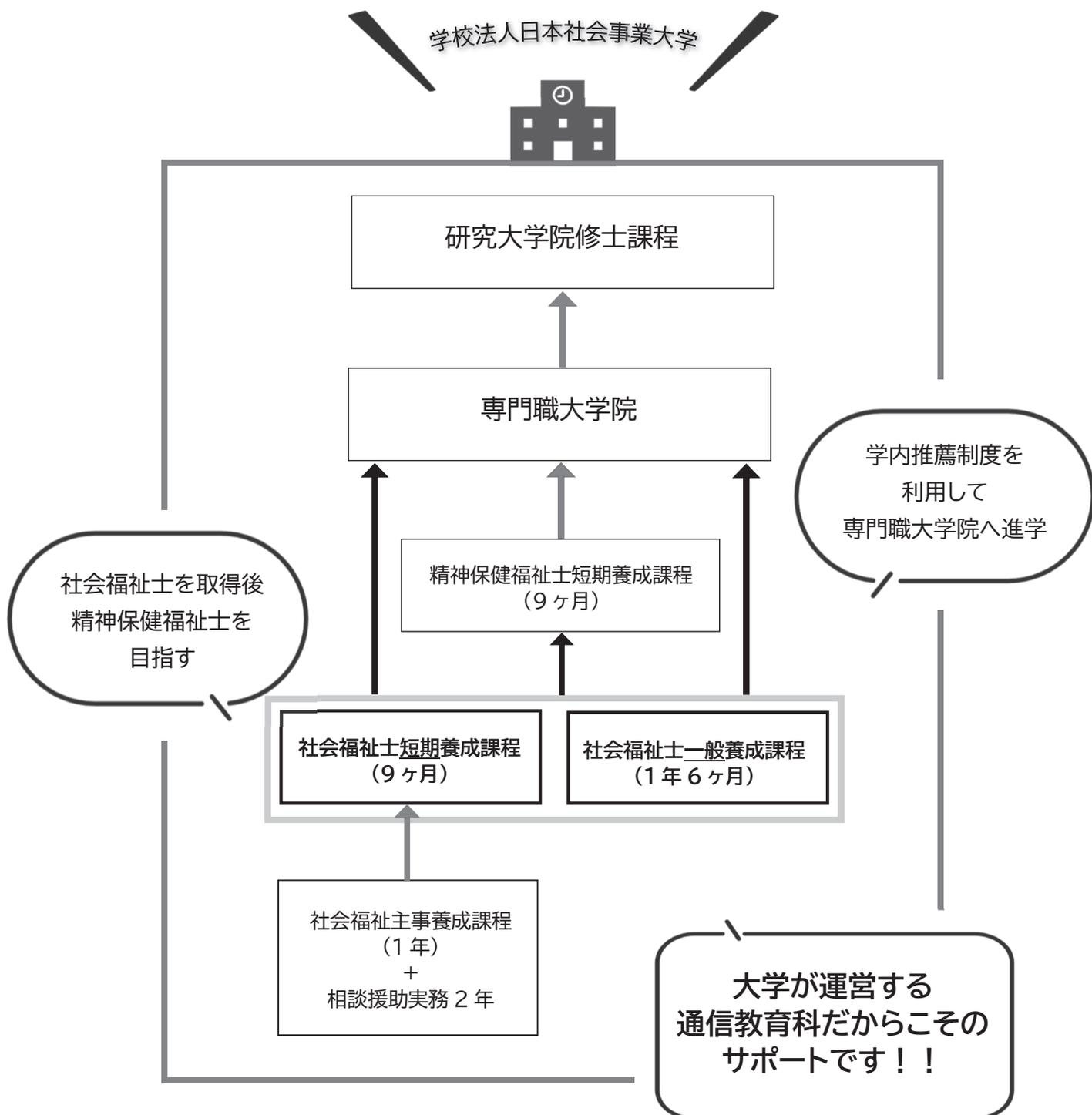
2021・4・9

東京新聞 2021年4月9日付
木原 育子 氏 東京新聞記者
一般養成課程修了生

修了後のステップアップ

日本社会事業大学通信教育科では、大学が運営する特色を生かし、通信教育科の各課程を修了された後の様々なステップアップをサポートします。

これまでも、社会福祉士養成課程を修了後、社会福祉士を取得して精神保健福祉士を目指される方、社会福祉士養成課程を修了後、学内推薦を利用して専門職大学院へ進学される方がいらっしゃいます。



通信教育科の学生にも学部・大学院が実施している様々な学びの場をご案内しており、社会事業研究所の『社大福祉フォーラム』、専門職大学院の『連携オプション講座』、学長室が厚生労働省から委託を受けて実施する『包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修』等に参加することができます。

社会福祉士一般養成課程

学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面での面接授業の受講を行います。

通信教育によるレポートの添削指導

自宅学習による通信教育は、社会福祉士一般養成課程は1年6ヶ月の受講期間を4学期に分けて実施します。下記のとおり科目ごとの学習設定学期とレポート提出数は指定規則に定められているとおりです、なお、学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。万が一各学期のレポートが不合格、あるいは未提出の場合、面接授業を欠席した場合、また「実習」が不合格か、あるいは行わなかった場合は、再履修願に基づき本科が許可した場合、一度に限り当該科目を再履修することができます。

学習スケジュール

月	学期	レポート	スクーリング	国家試験対策
4[入学]	1学期	8科目 8レポート 7月31日締切		
5				
6			第1回スクーリング	
7				
8	2学期	7科目 7レポート 11月30日締切	第2回スクーリング	
9				
10				
11				
12	3学期	7科目 7レポート 2月28日締切		
1				
2			第3回スクーリング	
3	4学期	6科目 7レポート 5月31日締切		
4				
5				
6				
7				
8			第4回スクーリング	国試対策講座【基礎】
9[修了]	国家試験 対策期間			国家試験模擬試験・ 国試対策講座【共通・専門】
10				
11				
12				
1				
2				《国家試験受験》
3			合格発表	

レポート科目一覧

提出期間	第1学期 (4月1日～7月31日) (8レポート)	第2学期 (8月1日～11月30日) (7レポート)	第3学期 (12月1日～翌年2月28日) (7レポート)	第4学期 (翌年3月1日～翌年5月31日) (7レポート)
授業科目	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)①	ソーシャルワークの理論と方法(専門)②
	ソーシャルワークの理論と方法①	ソーシャルワークの理論と方法②	ソーシャルワーク演習(専門)②	ソーシャルワーク演習(専門)③
	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習(専門)①	社会保障①	ソーシャルワーク演習(専門)④
	高齢者福祉	社会福祉調査の基礎	社会保障②	社会保障②
	障害者福祉	地域福祉と包括的支援体制①	社会福祉の原理と政策①	社会福祉の原理と政策②
	児童・家庭福祉	福祉サービス組織と経営	刑事司法と福祉	心理学と心理的支援
	貧困に対する支援	保健医療と福祉	地域福祉と包括的支援体制②	社会学と社会システム
	医学概論	権利擁護を支える法制度		

面接授業の日程

面接授業は4回に分けて実施します。各回とも「ソーシャルワーク実習」が不要の方は1科目「ソーシャルワーク演習」を2日間、実習が必要な方は2科目「ソーシャルワーク演習」(2日間)と「ソーシャルワーク実習指導」(1日間)を3日間ずつ履修する設定となっています。

実習が必要な方

第1回面接授業		第2回面接授業		第3回面接授業		第4回面接授業	
2024年				2025年			
6/15	6/16	8/24	8/25	2/8	2/9	8/23	8/24
(土)	(日)	(土)	(日)	(土)	(日)	(土)	(日)
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ①	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ②	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ③	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ④	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑤	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑥	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑦	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑧



第1回	第2回	第3回	第4回
2024年		2025年	
6/17	8/23	2/7	8/22
(月)	(金)	(金)	(金)
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ①	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ②	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ③	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ④

面接授業の内容

面接授業は、既に有している実務経験や、「実習」を通して新たに得る実践内容を活用することにより実践力や専門性の向上が図れる構成となっています。つまり、学習内容を積み上げてステップアップしていきますので、第1回から第4回までの面接授業をすべて出席することを前提とします。

面接授業会場

面接授業の会場は、日本社会事業大学清瀬キャンパス(東京都清瀬市竹丘 3-1-30/西武池袋線清瀬駅よりバスで約6分)となります。期間中、希望される方には「共立メンテナンス」が宿泊先の斡旋を行っています。

学費

	実習必要の方	実習必要の方	実習不要の方
		60時間免除	
入学金	30,000円	30,000円	30,000円
授業料	200,000円	200,000円	200,000円
面接授業参加費	50,000円	50,000円	50,000円
実習費	200,000円	150,000円	なし
保険料	6,000円	6,000円	6,000円
合計	486,000円	436,000円	286,000円

- ※ 社会福祉士一般養成課程(1年6ヶ月分)の費用です。
- ※ 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)、介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修している方は実習時間が60時間免除されます。必ず出願時に必要書類を提出してください。
- ※ 上記学費に教科書代は含まれていません。

使用教科書(2023年度実績)

社会福祉士一般養成課程

- (1) 『最新・社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座』『最新・社会福祉士養成講座』
計16冊 中央法規出版 42,000円(税抜)
- (2) 『社会福祉士養成テキストブック』計2冊 ミネルヴァ出版 5,400円(税抜)
- (3) 『ソーシャルワーク論Ⅰ』法律文化社 2,600円(税抜)

- ※ 出版社の都合等により価格、教科書が変更される場合があります。
- ※ 本課程にて一括で教科書を購入する場合、定価の1割引で購入することができます。

社会福祉士短期養成課程

学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面での面接授業の受講を行います。

通信教育によるレポートの添削指導

自宅学習による通信教育は、社会福祉士短期養成課程は 9 ヶ月の受講期間を 2 学期に分けて実施します。下記のとおり科目ごとの学習設定学期とレポート提出数は指定規則に定められているとおりです、なお、学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。万が一各学期のレポートが不合格、あるいは未提出の場合、面接授業を欠席した場合、また「実習」が不合格か、あるいは行わなかった場合は、再履修願に基づき本科が許可した場合、一度に限り当該科目を再履修することができます。

学習スケジュール

月	学期	レポート	スクーリング	国家試験対策
4[入学]	1学期	4科目 7レポート 6月30日締切	第1回スクーリング	国試対策講座【前期】
5				
6				
7	2学期	4科目 6レポート 9月30日締切	第2回スクーリング	国試対策講座【中期】
8				
9				
10	国家試験 対策期間		第3回スクーリング	国家試験模擬試験・ 国試対策講座【共通・専門】
11				
12[修了]				
1				国試対策講座【後期】
2				国試対策講座【直前】
3				《国家試験受験》
				合格発表

レポート科目一覧

提出期間	第1学期 (4月1日～6月30日) (7レポート)	第2学期 (7月1日～9月30日) (6レポート)
授業科目	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習(専門)③
	ソーシャルワーク演習(専門)①	ソーシャルワーク演習(専門)④
	ソーシャルワーク演習(専門)②	ソーシャルワークの理論と方法(専門)①
	ソーシャルワークの理論と方法①	ソーシャルワークの理論と方法(専門)②
	ソーシャルワークの理論と方法②	社会福祉の原理と政策②
	社会福祉の原理と政策①	地域福祉と包括的支援体制②
	地域福祉と包括的支援体制①	

面接授業の日程

面接授業は 3 回に分けて実施します。「ソーシャルワーク実習」が不要の方は 1 科目「ソーシャルワーク演習」を 7 日間、実習が必要な方は 2 科目「ソーシャルワーク演習」(7 日間)と「ソーシャルワーク実習指導」(4 日間)を履修する設定となっています。

第1回面接授業			第2回面接授業			第3回面接授業	
2024年							
6/7	6/8	6/9	8/3	8/4	8/5	11/30	12/1
(金)	(土)	(日)	(土)	(日)	(月)	(土)	(日)
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ①	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ②	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ③	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ④	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑤	国 試 対 策 講 座 (任 意)	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑥	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑦



実習が必要な方

第1回	第2回	第3回	
2024年			
5/19	6/10	8/2	11/29
(日)	(月)	(金)	(金)
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ①	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ②	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ③	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 ④

面接授業の内容

面接授業は、既に有している実務経験や、「実習」を通して新たに得る実践内容を活用することにより実践力や専門性の向上が図れる構成となっています。つまり、学習内容を積み上げてステップアップしていきますので、第 1 回から第 3 回までの面接授業をすべて出席することを前提とします。

面接授業会場

面接授業の会場は、日本社会事業大学清瀬キャンパス(東京都清瀬市竹丘 3-1-30/西武池袋線清瀬駅よりバスで約 6 分)となります。期間中、希望される方には「共立メンテナンス」が宿泊先の斡旋を行っています。

学費

	実習必要の方	実習必要の方	実習不要の方
		60時間免除	
入学金	30,000円	30,000円	30,000円
授業料	140,000円	140,000円	140,000円
面接授業 参加費	50,000円	50,000円	50,000円
実習費	200,000円	150,000円	なし
保険料	4,000円	4,000円	4,000円
合計	424,000円	374,000円	224,000円

※ 社会福祉士短期養成課程(9ヶ月分)の費用です。

※ 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)、介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修している方は実習時間が60時間免除されます。必ず出願時に必要書類を提出してください。

※ 上記学費に教科書代は含まれていません。

使用教科書(2023年度実績)

社会福祉士短期養成課程

(1) 『最新・社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座』『最新・社会福祉士養成講座』

計4冊 中央法規出版 10,890円(税抜)

(2) 『ソーシャルワーク論Ⅰ』 法律文化社 2,860円(税抜)

※ 出版社の都合等により価格、教科書が変更される場合があります。

※ 本課程にて一括で教科書を購入する場合、定価の1割引で購入することができます。

ソーシャルワーク実習

本課程入学時(2024年4月1日)に指定施設(42～55ページ)において相談援助業務の実務経験を1年以上有していない方は、ソーシャルワーク実習の履修が必要です。

『ソーシャルワーク実習』が免除される方

- ・ 4年制大学を卒業して、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
 - ・ 3年制短期大学等を卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
 - ・ 2年制短期大学等を卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が2年以上ある方
 - ・ 福祉施設等で指定の実務経験が4年以上ある方
- ※ 『指定施設における相談援助業務の範囲』(42～55ページ)にてご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。
- ※ 入学後に、記載内容が事実と反していることがわかり、実習免除が不可能になったり、国家試験の合格が無効になったりした場合は、本課程ではその責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ※ 入学申込みの際、実務経験証明書の提出が必要です。
申告に基づいて本課程が実習免除を許可しますが、受験資格の取得にあたっては
社会福祉士国家試験受験申込み時や国家試験受験・合格後も社会福祉振興・試験センターにて実務経験者として該当するか再審査が行われる場合もあります。

『ソーシャルワーク実習 I』(60時間)が免除される方

- ・ 4年制大学や養成機関等において精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)を履修した者
- ・ 4年制大学や養成機関等において介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者

◎ 「ソーシャルワーク実習」履修の流れ

- ① 面接授業第1回から第4回の「ソーシャルワーク実習指導」(以下「実習指導」)を履修することを前提としていますので、「実習」は、「実習指導」と連動した教育の流れにそって展開していくこととなります。そのため、実習は第1回目の授業の受講後の実施となりますので、第1回目の授業を受講しないと実習を実施できません。
また、事前準備不足や心身の体調不良、実習に対する取り組みが憂慮される方の実習については本科の判断により実施を見合わせることもあります。
- ② 実習は、本課程が全国に委嘱している指定契約施設(22～27ページの実習施設一覧参照)のうち、2024年度、実習生の受入れの承諾の得られている施設において、240時間(31日間)以上の実習を行います。
- ③ 実習日程については、実習実施期間の範囲内(2024年7月中旬～2025年6月末)で、指定契約施設と本課程との間で調整の上決定した後、2024年5月下旬までに実習対象者へ通知いたします。
- ④ 実習期間中に、巡回指導教員が実習施設を訪問し実習指導を行います。
- ⑤ 第4回目の面接授業の「実習指導」の授業において、実習報告会を実施し、「実習」の総括を行います。

◎ソーシャルワーク実習の流れ

科目名	時期	時間数	日数
ソーシャルワーク実習Ⅰ ※1	7月中旬～10月末	60時間以上	8日以上
ソーシャルワーク実習Ⅱ	11月～6月末	180時間以上	23日以上

※1 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)及び介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者は免除できます。

※2 ソーシャルワーク実習Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅱは別の実習先で行います。(同法人の場合もあります)

※3 ソーシャルワーク実習Ⅰは連続して行います。

ソーシャルワーク実習Ⅱは実施時期を2つに分けて設定する場合があります。

◎ソーシャルワーク実習の時間について

規定の時間数(240時間または180時間)以上を遵守し、実施されます。詳細については次の通りです。なお、規定の時間は実働時間でカウントします。

①実習施設・機関により具体的な時間設定は異なりますが、1日実働7.5～8時間×日数となります。

②実習は月曜日～金(土)曜日(日・祝日除く)の1週間(5(6)日間)の日勤帯を基本設定とします。

③実習指導を現場で受けるという観点から実習を実施しますので、週2～3日や、土日祝のみで実習日を設定することは致しません。

なお、ソーシャルワーク実習Ⅱについては実習施設・機関により2つに分けて(12日間ずつ等)設定する場合があります。

※ 実習期間の休みの確保については、入学前に必ず職場や家族等に相談し、調整しておいて下さい。

◎実習中に配慮を要する状況について

実習は、利用者の身体的介護やコミュニケーション対応など肉体的・精神的に多大な負担がかかることが予想されます。ご自身に障害があるなど、何らかの配慮を要する方はその旨「実習生個人票」「実習配属調査票」に必ずご記入ください。また、日程の確定後、妊娠や傷病等により実習が困難になった場合も、実習実施前に必ず連絡をお願いいたします。

◎「ソーシャルワーク実習」の中止について

「ソーシャルワーク実習」は本課程と実習施設・機関との実習契約関係を基盤に行われます。実習生の事前学習不足や、実習施設・機関における実習態度、心身状態の悪化により実習継続が困難と判断した場合には、実習中止となりますのでご注意ください。

ソーシャルワーク実習

本課程入学時(2024年4月1日)に指定施設(42～55ページ)において相談援助業務の実務経験を1年以上有していない方は、ソーシャルワーク実習の履修が必要です。

『ソーシャルワーク実習』が免除される方

- ・ 福祉系4年制大学において基礎科目を修めて卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
 - ・ 福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
 - ・ 福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が2年以上ある方
 - ・ 厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関を修了したのち、福祉施設等で指定の実務経験が2年以上ある方
 - ・ 児童福祉司等であった期間が4年以上ある方
- ※ 『指定施設における相談援助業務の範囲』(42～55ページ)にてご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。
- ※ 入学後に、記載内容が事実と反していることがわかり、実習免除が不可能になったり、国家試験の合格が無効になったりした場合は、本課程ではその責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ※ 入学申込みの際、実務経験証明書の提出が必要です。
- 申告に基づいて本課程が実習免除を許可しますが、受験資格の取得にあたっては社会福祉士国家試験受験申込み時や国家試験受験・合格後も社会福祉振興・試験センターにて実務経験者として該当するか再審査が行われる場合もあります。

『ソーシャルワーク実習 I』(60 時間)が免除される方

- ・ 4年制大学や養成機関等において精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)を履修した者
- ・ 4年制大学や養成機関等において介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者

◎ 「ソーシャルワーク実習」履修の流れ

- ① 面接授業第1回から第3回の「ソーシャルワーク実習指導」(以下「実習指導」)を履修することを前提としていますので、「実習」は、「実習指導」と連動した教育の流れにそって展開していくことになります。そのため、実習は第1回目の授業の受講後の実施となりますので、第1回目の授業を受講しないと実習を実施できません。また、事前準備不足や心身の体調不良、実習に対する取り組みが憂慮される方の実習については本科の判断により実施を見合わせることもあります。
- ② 実習は、本課程が全国に委嘱している指定契約施設(22～27ページの実習施設一覧参照)のうち、2024年度、実習生の受入れの承諾の得られている施設において、240時間(31日間)以上の実習を行います。
- ③ 実習日程については、実習実施期間の範囲内(2024年7月中旬～2024年11月末)で、指定契約施設と本課程との間で調整の上決定した後、2024年5月下旬までに実習対象者へ通知いたします。
- ④ 実習期間中に、巡回指導教員が実習施設を訪問し実習指導を行います。
- ⑤ 第3回目の面接授業の「実習指導」の授業において、実習報告会を実施し、「実習」の総括を行います。

◎ソーシャルワーク実習の流れ

科目名	時期	時間数	日数
ソーシャルワーク実習Ⅰ ※1	7月中旬～9月末	60時間以上	8日以上
ソーシャルワーク実習Ⅱ	8月～11月末	180時間以上	23日以上

※1 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)及び介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者は免除できます。

※2 ソーシャルワーク実習Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅱは別の実習先で行います。(同法人の場合もあります)

※3 ソーシャルワーク実習Ⅰは連続して行います。

ソーシャルワーク実習Ⅱは実施時期を2つに分けて設定する場合があります。

◎ソーシャルワーク実習の時間について

規定の時間数(240時間または180時間)以上を遵守し、実施されます。詳細については次の通りです。なお、規定の時間は実働時間でカウントします。

①実習施設・機関により具体的な時間設定は異なりますが、1日実働7.5～8時間×日数となります。

②実習は月曜日～金(土)曜日(日・祝日除く)の1週間(5(6)日間)の日勤帯を基本設定とします。

③実習指導を現場で受けるという観点から実習を実施しますので、週2～3日や、土日祝のみで実習日を設定することは致しません。

なお、ソーシャルワーク実習Ⅱについては実習施設・機関により2つに分けて(12日間ずつ等)設定する場合があります。

※ 実習期間の休みの確保については、入学前に必ず職場や家族等に相談し、調整しておいて下さい。

◎実習中に配慮を要する状況について

実習は、利用者の身体的介護やコミュニケーション対応など肉体的・精神的に多大な負担がかかることが予想されます。ご自身に障害があるなど、何らかの配慮を要する方はその旨「実習生個人票」「実習配属調査票」に必ずご記入ください。また、日程の確定後、妊娠や傷病等により実習が困難になった場合も、実習実施前に必ず連絡をお願いいたします。

◎「ソーシャルワーク実習」の中止について

「ソーシャルワーク実習」は本課程と実習施設・機関との実習契約関係を基盤に行われます。実習生の事前学習不足や、実習施設・機関における実習態度、心身状態の悪化により実習継続が困難と判断した場合には、実習中止となりますのでご注意ください。

実習施設

※ ここ3年以内に承諾いただいた実習施設です。次年度は実習施設の都合により配属できない場合もあります。状況により新たに実習施設を追加する場合がありますが、希望を伺うことはできませんのでご了承ください。

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
青森県	児童養護施設	藤聖母園	青森市
青森県	地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	北津軽郡中泊町
青森県	居宅介護支援事業所	内潟療護園相談センター	北津軽郡中泊町
岩手県	相談支援事業所	地域活動支援センター星雲 相談室	大船渡市
宮城県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	せんだんの里	仙台市
宮城県	介護老人保健施設	春風のころ	仙台市
秋田県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	やすらぎホームけやき	秋田市
秋田県	生活介護事業所	竹生寮	秋田市
秋田県	軽費老人ホーム(A・Bケアハウス)	ウエルハウス御所野	秋田市
秋田県	地域包括支援センター	御所野地域包括支援センターけやき	秋田市
山形県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	慈光園	長井市
福島県	障害者支援施設	南東北さくら館	郡山市
福島県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	エルピス	須賀川市
福島県	養護老人ホーム	養護老人ホーム 希望ヶ丘ホーム	郡山市
福島県	介護老人保健施設	介護老人保健施設 美野里	会津若松市
茨城県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	桜川陽だまり館	水戸市
茨城県	障害福祉サービス事業	コスモス	土浦市
茨城県	障害福祉サービス事業	みなみひまわり学園	日立市
栃木県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	工房つばさ	下野市
栃木県	障害福祉サービス事業	多機能型事業所セルプ花	下都賀郡野木町
栃木県	老人デイサービスセンター(通所介護事業所)	デイホーム 風のさんぽ道	佐野市
栃木県	障害者支援施設	光輝舎	芳賀郡益子町
栃木県	相談支援事業所	相談センターすぎのこ	栃木市
群馬県	障害福祉サービス事業	わーくはうすてっぷ	前橋市
群馬県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	榛名憩の園	高崎市
群馬県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ユートピア広沢	桐生市
群馬県	養護老人ホーム	養護老人ホームサンロイヤル広沢	桐生市
群馬県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム 明風園	前橋市
群馬県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ハーモニー広沢	桐生市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人上尾市社会福祉協議会	上尾市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	狭山市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	所沢市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	戸田市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	東松山市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
埼玉県	児童養護施設	埼玉県社会福祉事業団いわつき	さいたま市
埼玉県	障害者支援施設	国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市
埼玉県	身体障害者福祉センター	埼玉県障害者交流センター	さいたま市
埼玉県	生活介護事業所	所沢市立キャンパス	所沢市
埼玉県	福祉型障害児入所施設	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園	所沢市
埼玉県	介護老人保健施設	介護老人保健施設はなぶさ	熊谷市
埼玉県	介護老人保健施設	介護老人保健施設翔寿苑	草加市
埼玉県	地域包括支援センター	大宮区西部圏域地域包括支援センター春陽苑	さいたま市
埼玉県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム飛鳥野の里	所沢市
埼玉県	養護老人ホーム	長寿荘	秩父市
埼玉県	障害者支援施設	ふれあいの里・どんぐり	入間郡毛呂山町
埼玉県	障害者支援施設	りんごの家	桶川市
埼玉県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	さいたまロイヤルの園	さいたま市
埼玉県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム三恵苑	さいたま市
埼玉県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	鶴寿荘介護老人福祉施設	久喜市
埼玉県	居宅介護支援・相談支援事業所	生活支援センター日向	狭山市
埼玉県	地域包括支援センター	地域包括支援センターむさしの	富士見市
埼玉県	障害者支援施設	ところざわ学園	所沢市
埼玉県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ゆめの園りあん中野林 特別養護老人ホーム	さいたま市
埼玉県	介護老人保健施設	介護老人保健施設ビッラ・バッキア	秩父市
埼玉県	障害者支援施設	入間東部みよしの里	入間郡三芳町
埼玉県	障害福祉サービス事業	所沢市立はばたき	所沢市
埼玉県	障害者支援施設	障害者支援施設にじの家	川越市
埼玉県	就労継続支援(B型)事業所	さいたま市大崎むつみの里第1事業所	さいたま市
埼玉県	児童発達支援センター	さいたま市大崎むつみの里第2事業所	さいたま市
埼玉県	介護老人保健施設	グリーンヒルうらわ介護老人保健施設きんもくせい	さいたま市
埼玉県	障害者支援施設	皆光園	深谷市
埼玉県	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業所 かがやき	所沢市
埼玉県	就労継続支援(B型)事業所	福祉作業所ゆうゆう	戸田市
埼玉県	就労継続支援(B型)事業所	きりしき共同作業所	さいたま市
埼玉県	老人短期入所施設(短期入所生活介護事業所)	はなぶさ温泉ショートステイ	熊谷市
埼玉県	相談支援事業所	相談支援事業所こみゅーと	所沢市
埼玉県	生活介護・就労継続支援B型事業所	わかくさ	戸田市
埼玉県	障害者支援施設	花園	深谷市
埼玉県	相談支援事業所	戸田市障害者基幹相談支援センター	戸田市
埼玉県	居宅介護支援事業所	ケアプランセンターLINKS	川越市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
千葉県	生活介護事業所	いずみ園	柏市
千葉県	障害福祉サービス事業	我孫子市あらき園	我孫子市
千葉県	障害福祉サービス事業	でい・さくさべ	千葉市
千葉県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	はばたき職業センター	八千代市
千葉県	生活介護事業所	でい・まさご	千葉市
千葉県	障害者支援施設	障害者支援施設 誠光園	船橋市
千葉県	地域包括支援センター	印西市船穂地域包括支援センター	印西市
千葉県	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	地域生活支援センターふるる	千葉市
千葉県	障害者支援施設	第2クローバー学園	市原市
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	練馬区
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会	清瀬市
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	調布市
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	小金井市
東京都	児童養護施設	救世軍世光寮	杉並区
東京都	児童養護施設	東京都小山児童学園	東久留米市
東京都	母子生活支援施設	世田谷区立パルメゾン上北沢	世田谷区
東京都	救護施設	救護施設あかつき	小平市
東京都	救護施設	救世軍自省館	清瀬市
東京都	身体障害者福祉センター	さいわい福祉センター	東久留米市
東京都	生活介護事業所	町田福祉園	町田市
東京都	生活介護・就労継続支援B型事業所	板橋区立赤塚福祉園	板橋区
東京都	生活介護事業所	工房わかば	清瀬市
東京都	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	トーコロ青葉ワークセンター	東村山市
東京都	児童発達支援センター	子ども学園	清瀬市
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	原町ホーム	新宿区
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	けんちの里	東久留米市
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	マザアス日野	日野市
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	芦花ホーム	世田谷区
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームいずみの苑	板橋区
東京都	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	つきみの園	小金井市
東京都	軽費老人ホーム(A・Bケアハウス)	松風園	杉並区
東京都	地域包括支援センター	東村山市北部地域包括支援センター	東村山市
東京都	地域包括支援センター	小金井ひがし地域包括支援センター	小金井市
東京都	地域包括支援センター	東久留米市東部地域包括支援センター本部	東久留米市
東京都	軽費老人ホーム(A・Bケアハウス)	至誠和光ホーム	立川市
東京都	生活介護事業所	わかばの家	国立市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
東京都	障害福祉サービス事業	大田区立池上福祉園	大田区
東京都	障害福祉サービス事業	渋谷区生活実習所つばさ	渋谷区
東京都	障害福祉サービス事業	ケアセンター ふらっと	世田谷区
東京都	障害福祉サービス事業	八王子市障害者療育センター	八王子市
東京都	老人デイサービスセンター（通所介護事業所）	和泉ふれあいの家	杉並区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	マイホーム新川	中央区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム芙蓉園	町田市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	長舟園	八王子市
東京都	生活介護・就労継続支援B型事業所	知的障害者援護施設すまいる	調布市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホームパール代官山	渋谷区
東京都	生活介護事業所	小金井市障害者福祉センター	小金井市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム ニューフジホーム	昭島市
東京都	地域包括支援センター	きよせ清雅地域包括支援センター	清瀬市
東京都	地域包括支援センター	富坂地域包括支援センター分室	文京区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	サンライズ大泉	練馬区
東京都	地域包括支援センター	筆筈町高齢者総合相談センター	新宿区
東京都	生活介護事業所	プラタナス	東久留米市
東京都	地域包括支援センター	立川市南部東はごろも地域包括支援センター	立川市
東京都	地域包括支援センター	八王子市地域包括支援センター大和田 （八王子市高齢者あんしん相談センター大和田）	八王子市
東京都	地域包括支援センター	八広はなみずき高齢者支援総合センター	墨田区
東京都	地域包括支援センター	ぶんか高齢者支援総合センター	墨田区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	第二清風園	町田市
東京都	障害福祉サービス事業	工房夢ふうせん	日野市
東京都	障害福祉サービス事業	工房夢ふうせんアネックス	日野市
東京都	障害者支援施設	シャロームみなみ風	新宿区
東京都	小規模多機能型居宅介護事業所	おあしす上井草	杉並区
東京都	共同生活援助事業所	サザンクロスかつしか あさぎ・もえぎ寮	葛飾区
東京都	地域包括支援センター	仲町地域包括支援センター	板橋区
神奈川県	児童発達支援センター	川崎市中央療育センター	川崎市
神奈川県	障害者支援施設	横浜らいず	横浜市
神奈川県	障害福祉サービス事業	ふきのとう舎	大和市
神奈川県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	共楽荘特養ホーム	横須賀市
神奈川県	生活介護事業所	ふきのとう向生舎	大和市
神奈川県	生活介護事業所	光の丘	横浜市
神奈川県	障害福祉サービス事業	社会就労センターしらね	横浜市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
神奈川県	市区町村社会福祉協議会	開成町社会福祉協議会	足柄上郡開成町
神奈川県	生活介護事業所	いろえんぴつ	横浜市
神奈川県	福祉型障害児入所施設	ぶどうの実	横浜市
神奈川県	市区町村社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会	平塚市
神奈川県	障害者支援施設	東やまたレジデンス	横浜市
神奈川県	地域包括支援センター	横浜市東本郷地域ケアプラザ	横浜市
神奈川県	障害福祉サービス事業	東やまた工房	横浜市
神奈川県	地域包括支援センター	大和YMCAライフサポートセンター	大和市
神奈川県	地域包括支援センター	横浜市生麦地域ケアプラザ	横浜市
新潟県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	はまゆう	新潟市
新潟県	医療型障害児入所施設	長岡療育園	長岡市
新潟県	障害者支援施設	桐樹園 相談支援センターふかさわ	長岡市
新潟県	障害者支援施設	コロニーにいがた白岩の里	長岡市
新潟県	養護老人ホーム	御山荘	柏崎市
富山県	障害者支援施設	新川むつみ園	下新川郡入善町
富山県	共同生活援助事業所	梨の木苑	富山市
富山県	就労継続支援（B型）事業所	作業センターふじなみ	富山市
石川県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	福寿園	白山市
石川県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	松美苑	白山市
山梨県	障害者支援施設	きぼうの家	甲府市
山梨県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市
山梨県	地域活動支援センター	障害者地域活動支援センターふえふき	笛吹市
長野県	障害者支援施設	小諸学舎	小諸市
長野県	養護老人ホーム	寿楽園	須坂市
長野県	障害者支援施設	長野県西駒郷	駒ヶ根市
長野県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	柴やすらぎの園	長野市
長野県	障害者支援施設	障害者支援施設 ささらの里	松本市
長野県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム須坂やすらぎの園	須坂市
岐阜県	乳児施設	麦の穂乳幼児ホームかがやき	中津川市
静岡県	障害者支援施設	清松園	菊川市
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム奥野苑	伊東市
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	森町愛光園	周智郡森町
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	和合愛光園	浜松市
静岡県	障害者支援施設	沼津のぞみの里	沼津市
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム松寿園	菊川市
静岡県	障害者支援施設	支援センターわかぎ	浜松市
静岡県	地域包括支援センター	かどいけ地域包括支援センター	沼津市
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム 竜爪園	静岡市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
愛知県	障害福祉サービス事業	デイセンターサマリアハウス	名古屋市
愛知県	母子生活支援施設	名古屋市にじが丘荘	名古屋市
三重県	障害者支援施設	和順寮	鈴鹿市
滋賀県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム榛原の里	大津市
滋賀県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ふじの里	高島市
京都府	児童養護施設	桃山学園	京都市
京都府	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	宇治明星園特別養護老人ホーム	宇治市
京都府	地域包括支援センター	南部・三室戸地域包括支援センター	宇治市
兵庫県	児童養護施設	神戸少年の町	神戸市
兵庫県	障害福祉サービス事業	神戸光生園	神戸市
和歌山県	障害者支援施設	杉の郷えぼし寮	新宮市
和歌山県	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 成樹園	西牟婁郡白浜町
島根県	障害者支援施設	厚生センター晴雲	松江市
広島県	福祉型障害児入所施設	福山六方学園	福山市
広島県	障害者支援施設	障害者支援施設ときわ台ホーム	東広島市
広島県	市区町村社会福祉協議会	福山市社会福祉協議会	福山市
徳島県	養護老人ホーム	阿波老人ホーム 白寿園	徳島市
徳島県	相談支援事業所	愛育会地域生活総合支援センター	板野郡松茂町
愛媛県	障害者支援施設	みどり園	松山市
高知県	養護老人ホーム	養護老人ホーム 千松園	高知市
高知県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム森の里高知	高知市
福岡県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	奈多創生園	福岡市
長崎県	共同生活援助事業所	HOMEさせぼ	佐世保市
熊本県	児童養護施設	慈愛園子供ホーム	熊本市
大分県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	緑の園	臼杵市
宮崎県	障害者支援施設	エデンの園	東諸県郡国富町
鹿児島県	障害者支援施設	あさひが丘学園	鹿児島市
鹿児島県	障害者支援施設	桜町学園	鹿屋市
鹿児島県	障害者支援施設	新樹楽園	鹿屋市
沖縄県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人浦添市社会福祉協議会	浦添市
沖縄県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人南城市社会福祉協議会	南城市

経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン

専門実践教育訓練給付金

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給する制度です。

受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給(合計70%)

利用申請は入学の1か月前までに、各自ハローワークで行なう必要があります。

申請の詳細についてはこちらのホームページをご確認ください。

専門実践教育訓練の手続きについて

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士及び社会福祉士の育成・確保のため、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学する方および実務者養成施設に在学する方を対象に修学資金を貸付ける制度です。各都道府県が行っている制度ですので、詳細についてはご自身のお住まいの社会福祉協議会へお問い合わせください。

<東京都の例>

貸付対象	介護福祉士又は社会福祉士の養成施設の在学中で、「都内在住の方」又は「都内の養成施設に通われている方」
貸付額	月額5万円以内 入学準備金・就職準備金 各20万円以内(任意) ※その他、条件を満たす方のみ生活費加算あり。 詳細は在学する養成施設又は東京都福祉人材センターまでお問い合わせください。
貸付期間	養成施設の正規の修学期間
利子	無利子
返還免除	卒業後、都内の社会福祉施設において、介護福祉士又は社会福祉士として介護業務や相談援助業務等に継続して5年間従事した場合には、貸付金について返還免除を受けることができます。
返還	返還免除の条件を満たさなかった場合、全額返還となります。 【返還期間】貸付期間の2倍に相当する期間 【返還方法】月賦・半年賦・年賦の均等払い

通信教育科「提携教育ローン」

入学予定者の入学時納入金の一時的な経済的負担を軽減することを目的とした、ローンです。一般の「教育ローン」とは異なり、「受講生」「学校」「銀行」の三者間での契約となるため、様々なメリットがあります。また、本課程では以下の提携教育ローン会社を利用することができます。

- ・株式会社オリエントコーポレーション「学費サポートプラン」
- ・SMBC ファイナンスサービス株式会社「セディナ学費ローン」

このローン制度は学生及び保護者の学費負担をサポートするものであり、ご利用は任意となります。ご利用の際は、契約内容をよく理解した上でお申し込みください。

学習・授業に関する Q&A

Q. どのような方が受講しているのですか。

A. 20歳代から60歳代の様々な職種に就いている方、あるいはご経験をもっている方が入学しています。北海道から沖縄まで全国各地にお住いの方が入学しています。

Q. 学費に関する補助制度はありますか。

A. 28ページ『経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン』をご覧ください。

Q. 「実習施設一覧」以外の自分の知っている施設で実習を受けることができますか。

A. 本課程の指定実習施設以外の施設では、実習できません。また自分で実習施設や施設種別を選択することはできません。実習施設や種別については、受講生の居住地を考慮した上で、2024年度の実習受け入れについて承諾された施設と、本課程との協議により決定いたします。ただし、実習が必要な方の地域に実習施設がない場合は、新たに本課程が実習施設を開拓する場合があります。

Q. 仕事の都合上、まとめて休みをとることが難しいのですが、週末や、週2～3日程度等、自分の都合で実習日を設定することはできますか。

A. 実習日程については、実習先との協議により日程を確定しています。また、入学以前に、土日を除く31日間以上の実習日の確保について、ご自分の職場に交渉しておくなど、実習に向けての環境を整備しておく必要があります。

Q. 実務経験の範囲は？

A. 実務経験は、福祉に関する相談援助業務としてのその業務の範囲は、法令に規定されています。詳しくは、42～55ページの『指定施設における相談援助業務の範囲』をご覧ください。

Q. 情報保障について

A. 情報保障は、原則、本課程の予算内での一部助成となりますので手話通訳者の賃金等の実費をご負担いただくことがあります。また、面接授業の科目のみ助成対象で、国家試験対策講座や学習会は対象外となります。なお、面接授業科目とは、履修学生が全員受講しなければ修了認定されない必修科目を指します。

Q. 動画配信による授業はありますか。

A. 本学通信教育科では、原則、動画配信による授業はありません。授業は、教科書による学習をもとにしたレポート添削指導、および面接授業により行われます。教科書を理解した上で問いに対して自分の言葉で答えること、そして受講生同士がグループワークを通じて学び合うことは、受講生が主体的に学ぶ姿勢を身につけることにも繋がります。これらの授業で培われる「自ら学ぶ力」は、国家試験の受験勉強を進めていく力にもなります。

その他の Q&A についてはホームページご紹介しています。

https://www.jcsw.ac.jp/admissions/faq_tsushin/
(右の二次元バーコードからもジャンプできます。)



ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科へお電話でお問い合わせください。

社会福祉士一般養成課程 募集要項

募集人数	360名（推薦50名・一般310名）
対象地域	全国
出願資格	<p>◆推薦入試 次のB～Eのいずれかに該当する者で、 且つ現在所属している施設・機関の理事長又は施設長若しくは事業所長（以下、理事長等）から推薦が得られる者（合格した際には必ず入学できる者）。 なお、推薦が得られる施設・機関での相談援助実務が出願時点で1年以上あるものとする。 また、理事長等が自分を推薦して出願することはできない。</p> <p>◆一般入試 次のA～Eのいずれかに該当する者。</p> <p>A. 4年制大学等を卒業した者、または3月卒業見込の者（専攻不問）</p> <p>B. 3年制短期大学等を卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>C. 2年制短期大学等を卒業した者で、厚生労働省の指定する施設において2年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>D. 厚生労働省の指定する施設において4年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>E. 4年制大学等を卒業した者で、厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>※ 相談援助業務については42ページを参照のこと。</p>
出願方法	<p>次のいずれかで行うこと。</p> <p>1. Web出願（出願方法は38ページを参照のこと。）</p> <p>2. 手書き書類のみによる出願（出願方法は38ページを参照のこと。）</p>
募集期間	<p>第1期 2023年10月1日（日）～2023年11月17日（金）当日消印有効</p> <p>第2期 2023年11月20日（月）～2024年1月29日（月）当日消印有効</p> <p>第3期 2024年1月30日（火）～2024年2月22日（木）当日消印有効</p>
入学選考料	10,000円
出願書類	出願資格によって異なるため、32～33ページを参照のこと。
選考方法	推薦入試、一般入試いずれも 小論文・志望動機書・書類審査 ※提出されるすべての書類が審査対象です。
合格通知	<p>第1期 2023年12月13日（水）発送</p> <p>第2期 2024年2月19日（月）発送</p> <p>第3期 2024年3月11日（月）発送</p>
入学手続	<p>第1期 2024年1月5日（金）必着</p> <p>第2期 2024年3月1日（金）必着</p> <p>第3期 2024年3月21日（木）必着</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 推薦入試で合格した場合、いかなる理由があっても辞退できません。また、志願者についての責任は推薦者も同様に負うこととなります。 一旦納入された受験料・入学金は、理由のいかんにかかわらずお返しいたしませんので、ご了承ください。 学費納入後、万が一入学を辞退した者については所定の申請用紙を2024年3月30日（必着）までに本科へ提出してください。授業料等から振込手数料を引いた額を返還します。（推薦入試合格者除く） 出願書類に虚偽の記載があった場合、合格及び入学は取り消しとなります。この場合、入学金及び授業料等は返還できません。 障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。 実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。

社会福祉士短期養成課程 募集要項

募集人数	140名（推薦20名・一般120名）
対象地域	全国
出願資格	<p>◆推薦入試 次のA（相談援助実務が出願時点で1年以上ある者のみ）～Eのいずれかに該当する者で、且つ現在所属している施設・機関の理事長又は施設長若しくは事業所長（以下、理事長等）から推薦が得られる者（合格した際には必ず入学できる者）。 なお、推薦が得られる施設・機関での相談援助実務が出願時点で1年以上あるものとする。また、理事長等が自分を推薦して出願することはできない。</p> <p>◆一般入試 次のA～Eのいずれかに該当する者。</p> <p>A. 福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、または3月卒業見込の者</p> <p>B. 福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>C. 福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において2年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>D. 厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関☆を修了した後、指定施設において2年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>E. 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事であった期間が4年以上である者</p> <p>☆ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程等 ※ 相談援助業務については42ページを参照のこと。</p>
出願方法	<p>次のいずれかで行うこと。</p> <p>1. Web出願（出願方法は38ページを参照のこと。）</p> <p>2. 手書き書類のみによる出願（出願方法は38ページを参照のこと。）</p>
募集期間	<p>第1期 2023年10月1日（日）～2023年11月17日（金）当日消印有効</p> <p>第2期 2023年11月20日（月）～2024年1月29日（月）当日消印有効</p> <p>第3期 2024年1月30日（火）～2024年2月22日（木）当日消印有効</p>
入学選考料	10,000円
出願書類	出願資格によって異なるため、34～37ページを参照のこと。
選考方法	推薦入試、一般入試いずれも 小論文・志望動機書・書類審査 ※提出されるすべての書類が審査対象です。
合格通知	<p>第1期 2023年12月13日（水）発送</p> <p>第2期 2024年2月19日（月）発送</p> <p>第3期 2024年3月11日（月）発送</p>
入学手続	<p>第1期 2024年1月5日（金）必着</p> <p>第2期 2024年3月1日（金）必着</p> <p>第3期 2024年3月21日（木）必着</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 推薦入試で合格した場合、いかなる理由があっても辞退できません。また、志願者についての責任は推薦者も同様に負うこととなります。 一旦納入された受験料・入学金は、理由のいかんにかかわらずお返しいたしませんので、ご了承ください。 学費納入後、万が一入学を辞退した者については所定の申請用紙を2024年3月30日（必着）までに本科へ提出してください。授業料等から振込手数料を引いた額を返還します。（推薦入試合格者除く） 出願書類に虚偽の記載があった場合、合格及び入学は取り消しとなります。この場合、入学金及び授業料等は返還できません。 障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。 実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。

社会福祉士一般養成課程 出願書類一覧

私どもは出願書類をもとに選考を行っております。

自身で作成される書類はもちろん、法人で作成される書類についても記入漏れや記入ミス等のないよう、丁寧な字で、注意事項等をよくご確認の上作成してください。

☆ 推薦入試の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となります。

※1 Web 出願の場合は入力した内容が出力されたものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。

※2 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

【区分A】4年制大学等を卒業した者、または3月卒業見込の者(専攻不問)

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実習生個人票 … 実習先に提出するため、詳細に記入すること。
- ⑤ 実習配属調査票 … 実習配属の際に使用するため、詳細に記入すること。
- ⑥ 大学の卒業(見込)証明書※2 … 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
- ⑦ 精神保健福祉士の実習／介護福祉士の実習履修証明書 … 4年制大学や養成機関等において実習を履修した場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。
- ⑧ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

【区分B】3年制短期大学等を卒業した者(夜間・通信課程を卒業した者を除く)で、厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した者

【区分C】2年制短期大学等を卒業した者で、厚生労働省の指定する施設において2年以上の相談援助業務に従事した者

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※2 … 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は59ページを参照のこと)。
- ⑤ 短大の卒業証明書 … 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
- ⑥ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

【区分D】 厚生労働省の指定する施設において4年以上の相談援助業務に従事した者

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※2 … 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は59ページを参照のこと)。
- ⑤ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

【区分E】 4年制大学等を卒業した者で、 厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した者

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※2 … 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は59ページを参照のこと)。
- ⑤ 大学の卒業証明書 … 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
“見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。
- ⑥ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

社会福祉士短期養成課程 出願書類一覧

私どもは出願書類をもとに選考を行っております。

自身で作成される書類はもちろん、法人で作成される書類についても記入漏れや記入ミス等のないよう、丁寧な字で、注意事項等をよくご確認の上作成してください。

☆ 推薦入試の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となります。

※1 Web 出願の場合は入力した内容が出力されたものに写真を貼付して提出してください。

手書きの様式は使用しないでください。

※2 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の施行以前に福祉系大学等・福祉系短大等に入学された方は、社会福祉士短期養成課程への入学要件（法第 7 条第 2 号または第 5 号もしくは第 8 号入学要件）が発生しないため入学できません。

ここでいう福祉系大学等及び福祉系短大等には、社会福祉主事養成機関は含まれません。

【区分A】福祉系 4 年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、 または 3 月卒業見込の者

実習必要の方

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 基礎科目履修(見込)証明書※2 … 写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。
- ⑤ 実習生個人票 … 実習先に提出するため、詳細に記入すること。
- ⑥ 実習生配属調査票 … 実習配属の際に使用するため、詳細に記入すること。
- ⑦ 大学の卒業(見込)証明書※2 … 卒業証書の写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。
- ⑧ 精神保健福祉士の実習／介護福祉士の実習履修証明書 … 4 年制大学や養成機関等において実習を履修した場合のみ提出。
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。
- ⑨ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。

**【区分A】 福祉系 4 年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、
または 3 月卒業見込の者****実習不要の方**

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 入学申込書※1 | … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文 | … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ④ 実務経験証明書※2
(兼実務経験見込証明書) | … <u>出願者本人の自筆不可。</u>
必ず証明者に作成してもらうこと（詳細は 59 ページを参照のこと）。 |
| ⑤ 基礎科目履修(見込)証明書※2 | … 写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑥ 大学の卒業(見込)証明書※2 | … 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑦ 戸籍抄本 | … <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
-

☆ 推薦入試の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となります。

※1 Web 出願の場合は入力した内容が出力されたものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。

※2 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の施行以前に福祉系大学等・福祉系短大等に入学された方は、社会福祉士短期養成課程への入学要件（法第 7 条第 2 号または第 5 号もしくは第 8 号入学要件）が発生しないため入学できません。

ここでいう福祉系大学等及び福祉系短大等には、社会福祉主事養成機関は含まれません。

【区分B】福祉系 3 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において 1 年以上相談援助業務に従事した者

【区分C】福祉系 2 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 入学申込書※1 | … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文 | … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ④ 実務経験証明書※2
(兼実務経験見込証明書) | … <u>出願者本人の自筆不可。</u>
必ず証明者に作成してもらうこと（詳細は 59 ページを参照のこと）。 |
| ⑤ 基礎科目履修証明書 | … 写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。 |
| ⑥ 短大の卒業証明書 | … 卒業証書の写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。 |
| ⑦ 戸籍抄本 | … <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。 |

【区分D】厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関☆を修了した後、指定施設において2年以上の相談援助業務に従事した者

☆ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程 等

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実務経験証明書※2
(兼実務経験見込証明書) … 出願者本人の自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は59ページを参照のこと)。
- ⑤ 社会福祉主事養成機関の修了証明書 … 写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
本通信教育科の主事課程を修了した方は、
修了証書をA4サイズ用の紙にコピーして提出すること。
- ⑥ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

【区分E】児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事であった期間が4年以上である者

- ① 入学申込書※1 … 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 … 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 実務経験証明書※2
(兼実務経験見込証明書) … 出願者本人の自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は59ページを参照のこと)。
- ⑤ 戸籍抄本 … 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

出願方法

出願方法は次のいずれかです。ご自身に合った方法を選んで出願してください。

1. Web 出願
2. 手書き書類のみによる出願

Web 出願

Web 出願は願書の取り寄せが不要であり、24 時間お手続きが可能です。

メールアドレスをお持ちで、インターネット環境が整っている場合には Web 出願をおすすめします。

画面の指示に従って提出書類の作成を行うため、書類のミスが軽減され、出願者に応じた必要書類が分かりやすく表示されます。

また、入学選考料を電子決済でお支払いいただけるため、スムーズにお手続きできます。

- ① 本学ホームページ上にある Web 出願専用サイトを開き、ユーザー登録をします。
- ② 登録したメールアドレスに届いた URL から再度、画面の指示に従って出願情報を入力します。
- ③ 入学選考料は、電子決済、コンビニ決済のいずれかの支払い方法を選択し、支払う。
- ④ 決済完了後、ログインページから必要書類を確認、ダウンロードして、書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

Web 出願方法について、

こちらのサイトで分かりやすくご紹介しています。

<https://jcsw-net.jp/CampusForce/WebApplicant/start.htm>

(右記の二次元バーコードからもジャンプできます)



※ 入学申込書は必ずご自身でプリントアウトしたものを使用してください。

手書き書類のみによる出願

インターネット環境が整っていない場合は、この冊子の巻末に入っている様式を使用して出願してください。

- ① 出願資格に応じて必要な書類を準備します(詳細は 32～37 ページを参照のこと)。
丁寧な字で間違いのないように記入してください。作成前に様式のコピー等をおすすめします。
- ② 入学選考料を支払います。
支払い方法については次ページの『手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法』をご確認ください。
- ③ 書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法は次のいずれかです。

1. 電子決済
2. 郵便局窓口での支払い

電子決済

- ・右記の二次元バーコードから、インターネットサイトにアクセスしてください。
- ・決済手段を選択してください。
- ・支払い後に完了メールが届きますので、ご確認ください。



※ 領収証が必要な場合は下記で紹介する郵便局窓口での支払いをおすすめします。

郵便局窓口での支払い

- ・下記の記入見本を参照し、郵便局窓口にある振替払込票に転記して窓口でお支払いください。
- その際、返却される「振替払込請求書兼受領証」を必ず保管してください。

払込取扱票															
00		口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。													
口座記号				口座番号 (右詰めで記入)				金額							
001507				546826				10000							
加入者名 学校法人日本社会事業大学							料金		備考						
入学選考料															
※次の4つのいずれか1つを記入してください。→→															
<table border="1"> <tr> <td>一般養成課程 (推薦)</td> </tr> <tr> <td>一般養成課程 (一般)</td> </tr> <tr> <td>短期養成課程 (推薦)</td> </tr> <tr> <td>短期養成課程 (一般)</td> </tr> </table>												一般養成課程 (推薦)	一般養成課程 (一般)	短期養成課程 (推薦)	短期養成課程 (一般)
一般養成課程 (推薦)															
一般養成課程 (一般)															
短期養成課程 (推薦)															
短期養成課程 (一般)															
〒 204-8555															
東京都清瀬市竹丘〇〇丁目□-□															
社大 太郎							日		附						
様							印								
(ご連絡先電話番号 042-400-0000)															
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。															
これより下部には何も記入しないでください。															

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001507
口座記号番号	546826
加入者名	学校法人日本社会事業大学
金額	10000
おなまえ	204-8555
ご依頼人	東京都清瀬市竹丘〇〇丁目□-□
ご依頼人	社大 太郎 様
料金	(消費税込み) 日 附 印
備考	円

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

コード一覧

【別表 1】都道府県コード

都道府県コード	
都道府県名	コード
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

【別表 2】職種名コード

職種コード	
職種名	コード
施設長等の管理職	01
事務職員	02
サービス提供責任者・サービス管理責任者	03
生活相談員・支援員(指導員)	04
介護職員・ヘルパー等	05
医療ソーシャルワーカー	06
精神科ソーシャルワーカー	07
保育士・幼稚園教諭	08
介護支援専門員	09
福祉事務所・各種相談所職員	10
一般行政職員	11
看護師・保健師	12
医師	13
弁護士・行政書士・司法書士等	14
療法士(OT・PT・ST等)	15
世話人	16
栄養士・調理員	17
臨床心理士	18
教職員	19
社協職員	20
学生	21
専業主婦	22
一般企業会社員	23
アルバイト	25
施設指導員・相談員(主任)	33
検査技師	36
福祉企業・団体等ソーシャルワーカー	38
その他	99

※複数の職種を兼ねている場合は主な職種を1つ選択してください。

【別表 3】勤務先種別コード

勤務先種別		コード	勤務先種別		コード	
行政関係	国・都道府県・指定都市・中核市本庁	001	障害者総合支援法	居宅介護支援・相談支援事業所	333	
	福祉事務所	002		生活介護・就労継続支援 B 型事業所	334	
	市区役所・町村役場	003		居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所	335	
	相談所(児相・婦人・更生)	004		就労継続支援 A・B/共同生活介護事業所	336	
	保健所	005		宿泊型自立支援(生活訓練)事業所	337	
	精神保健福祉センター	006		基幹相談支援センター	338	
	保護観察所	007		その他(地域生活支援事業等)	399	
その他(行政機関)	099	児童福祉施設		助産施設	401	
保護施設	救護施設			101	乳児施設	402
	更生施設		102	母子生活支援施設	403	
	医療保護施設		103	保育所	404	
	授産施設(生活保護法)		104	児童遊園	405	
	宿所提供施設(生活保護法)		105	児童館	406	
	ホームレス自立支援センター		106	児童養護施設	407	
	その他生活保護関係		199	知的障害児施設	408	
高齢者関係施設・事業所	養護老人ホーム		201	自閉症児施設	409	
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)		202	知的障害児通園施設	410	
	軽費老人ホーム(A・B ケアハウス)		203	盲児施設	411	
	老人福祉センター		204	ろうあ児施設	412	
	老人デイサービスセンター(通所介護事業所)		205	難聴幼児通園施設	413	
	老人短期入所施設(短期入所生活介護事業所)		206	肢体不自由児施設	414	
	在宅(老人)介護支援センター		207	肢体不自由児通園施設	415	
	有料老人ホーム		208	肢体不自由児療護施設	416	
	介護老人保健施設		209	重症心身障害児施設	417	
	介護療養型医療施設		210	児童心理治療施設	418	
	老人休養ホーム		211	児童自立支援施設	419	
	老人憩の家		212	児童家庭支援センター	420	
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)		213	児童発達支援センター	421	
	通所リハビリテーション事業所	214	児童発達支援事業所	422		
	訪問看護事業所	215	福祉型障害児入所施設	423		
	訪問介護事業所	216	医療型障害児入所施設	424		
	訪問入浴介護事業所	217	児童相談所	425		
	居宅介護支援事業所	218	児童デイサービス	426		
	福祉用具貸与事業所	219	放課後等デイサービス	430		
	認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)	220	その他(児童福祉関係)	499		
	地域包括支援センター	221	婦人保	婦人保護施設	501	
	小規模多機能型居宅介護事業所	222		婦人相談所	502	
	介護老人福祉施設	223		その他(婦人保護関係)	599	
	その他(介護保険事業所等)	299		医療機関	一般病院	601
	障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	301		一般診療所	602
		居宅介護事業所	302		精神科病院	603
		重度訪問介護事業所	303		精神科診療所	604
同行援護事業所		304	総合病院(精神科)		605	
行動援護事業所		305	その他(医療機関)		699	
重度障害者等包括支援事業所		306	その他の社会福祉施設等		宿所提供施設(生活保護法以外)	701
短期入所事業所		307		隣保館	702	
療養介護事業所		308		母子健康センター	703	
生活介護事業所		309		青少年相談センター	704	
共同生活介護事業所		310		地域福祉センター	705	
自立訓練(機能訓練)事業所		311		小規模作業所(福祉作業所)	706	
自立訓練(生活訓練)事業所		312		更生保護施設	707	
就労移行支援事業所		313		広域障害者職業センター	708	
就労継続支援(A 型)事業所		314		地域障害者職業センター	709	
就労継続支援(B 型)事業所		315		障害者就業・生活支援センター	710	
共同生活援助事業所		316		その他(社会福祉施設等)	799	
障害者支援施設		317	団体企業その他	国・都道府県・指定都市社会福祉協議会	801	
相談支援事業所		318		市区町村社会福祉協議会	802	
移動支援事業所		319		独立型社会福祉士事務所	803	
福祉ホーム		320		小・中・高等学校	804	
地域活動支援センター		321		特別支援学校	805	
地域活動支援センター I 型・相談支援事業所		322		各種学校	806	
地域活動支援センター II 型		323		大学・大学院	807	
地域活動支援センター III 型		324		研究所	808	
更生相談所		325		その他教育・研究機関	809	
発達身体障害者支援センター		326		社会福祉法人本部(事務局)	810	
身体障害者福祉センター		327		福祉関係団体(NPO 等)	811	
就労移行支援・就労継続支援 B 型事業所	328	福祉系企業		812		
障害者就業・生活支援センター	329	一般企業		813		
国立重度知的障害者総合施設	330	自営業		814		
就労継続支援 B 型・生活訓練事業所	331	無職		898		
身体・知的障害者更生相談所	332	その他(主婦・学生・パート・アルバイト未就職等)		899		

※該当するものがない場合は 899 を選択。また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合は勤務を行っている施設・事業所の種別を選択してください。

入試情報

指定施設における相談援助業務の範囲

実務経験

実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)を提出する者は、書類作成者の方に「指定施設における相談援助業務の範囲」(42～55 ページ)を参照してもらい、間違いがないように作成してもらうこと。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象にならない(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

施設・職種コード

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有する者と認められる。(次表の施設種類欄内の場号は、通知の事項番号である。)

実務経験証明書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次ページ以降より該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入すること。

業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次ページ以降に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者の概ね 4 分の 3 以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

職務の兼務について

福祉に関する相談援助業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となる。出願書類提出の際に辞令の写しも併せて送付すること。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになる。

例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入すること。

「施設・職種コード」欄は、“2011”のように、主たる業務である職種のコードを記入すること。

施設・職種コード 9999 の厚生労働大臣の個別認定の取扱要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 次ページ以降の指定施設における相談援助業務の範囲に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 認定の手続

ア (略)

イ 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第四号又は第七号に係る社会福祉士試験受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験期間が取りまとめ、受験票を受験生あてに送付する前に別記様式により厚生労働大臣あてに協議すること。

(別記様式(略))

※ 第 1 期募集期間のみの受付となります。出願前に本学通信教育科へお電話でご連絡ください。

児童分野		施設・職種コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361	
		受付相談員	1362	
		相談員	1363	
		電話相談員	1364	
		児童心理司、心理判定員	1365	
		児童指導員	1366	
	母子生活支援施設	1-(2) 保育士	1367	
		1-(3)	母子支援員、母子指導員	1371
			少年指導員（少年を指導する職員）	1372
	個別対応職員		1373	
	児童養護施設	1-(4)	児童指導員	1381
			保育士	1382
			個別対応職員	1383
			家庭支援専門相談員	1384
			職業指導員	1385
			里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	1-(5)	★児童指導員（※2）	1561
			★保育士（※3）	1562
			心理指導担当職員	1563
			児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	2-(32)	★児童指導員（※2）	1391
			★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設	2-(32)	★児童指導員（※2）	1401
			★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	2-(32)	★児童指導員（※2）	1411
			★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設）	2-(32)	★児童指導員（※2）	1421
			★保育士（※3）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	1-(6)	児童指導員	1431
			保育士	1432
個別対応職員			1433	
家庭支援専門相談員			1434	
重症心身障害児施設	2-(33)	★児童指導員（※2）	1441	
		★保育士（※3）	1442	
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	
児童自立支援施設	1-(7)	児童自立支援専門員	1451	
		児童生活支援員	1452	
		個別対応職員	1453	
		家庭支援専門相談員	1454	
		職業指導員	1455	
児童家庭支援センター	1-(8)	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
児童発達支援センターを除く 障害児通所支援事業 児童発達支援事業を行う施設	1-(9)	★指導員（※1）	1571	
		★児童指導員（※2）	1572	
		★保育士（※3）	1573	
		児童発達支援管理責任者	1574	
		★障害福祉サービス経験者（※4）	1575	
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576	

児童分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員（※1）	1571
			★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
			★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
				児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	1581	
		乳児院 2-(2)	児童指導員	2511
	保育士		2512	
	個別対応職員		2513	
	家庭支援専門相談員		2514	
	里親支援専門相談員		2515	
	指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの） 2-(13)	★児童指導員（※2）	2451	
		★保育士（※3）	2452	
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	相談援助業務を行っている指導員	2531		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている職員	2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081		

児童分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291
	支地 援域 事生 業活 障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(20)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業) 2-(22)	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設 2-(28)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(75)	相談援助業務を行っている職員	5091
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所 2-(83)	医療的ケア児等コーディネーター	5111	
<p>注意事項</p> <p>(※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。</p> <p>★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。</p>			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード	
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
介 護 保 険 法	介護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 1-(22)	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1011 1012
		介護老人保健施設 1-(22)	支援相談員 相談指導員	1021 1023
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
		指定介護療養型医療施設 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター 1-(23)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員	2221	
		計画作成担当者	2222	
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(41)、2-(45)	生活相談員	2011	
		生活指導員	2012	
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(41)	生活相談員	2051	
		生活指導員	2052	
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2091	
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2111	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	2771	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	オペレーションセンター従業者	2781	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171	
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(47)	生活相談員	2191	
介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)		2192		
居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(48)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201		
介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2211		
第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2911		
注意事項 (※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。				

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む) 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101	
	生活指導員	1102	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員	1111	
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世帯付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業) 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員	2801

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321		
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343	
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員 (※7)	1121	
		就労支援員	1122	
		サービス管理責任者	1123	
	地域活動支援センター	★指導員 (※7)	1131	
	福祉ホーム	管理人	1141	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121	
	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)	★生活支援員 (※7)	2831
			★生活指導員 (※7)	2832
	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設	★生活支援員 (※7)	2841
			★生活指導員 (※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (※7)	2851
			★生活指導員 (※7)	2852
	身体障害者福祉工場	身体障害者福祉工場	★指導員 (※7)	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
精神障害者福祉ホーム	管理人	1221		
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員 (※7)	1231	
		★生活指導員 (※7)	1232	
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (※7)	1241	
		★生活指導員 (※7)	1242	
	知的障害者通勤寮	★生活支援員 (※7)	1251	
		★生活指導員 (※7)	1252	

障害者分野			施設・職種コード			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1271 1272		
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1281 1282		
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(27)	★生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者	1291 1292 1293		
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1301 1302		
		就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員 サービス管理責任者	1621 1622		
		自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員 サービス管理責任者	1631 1632		
		療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261		
		短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341		
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2351		
		共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361		
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371		
		障害者総合支援法	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
				日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
				障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
				一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591
特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員			1601		
相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員			2871		
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301			
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302			
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461			
		就労支援を担当する職員	2462			
注意事項 (※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。						

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(65)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(66)	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(70)	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		主任職場定着支援担当者	2503
生活支援担当職員		2504	
職業安定法	公共職業安定所 2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
		発達障害者雇用トータルサポーター	2982
		雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2983
その他	知的障害者福祉工場 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(39)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514

その他の分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		1-(11) 退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501
	授産施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	2-(84) 生活支援員	5181
生活支援提供責任者		5182	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943
		就労準備支援担当者	2944
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	2-(62) 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		1-(16)	
	隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	2-(10) 専門員	2621
相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。）		2622	
福祉活動専門員		2631	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11) 相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。）	2632	

その他の分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
売春防止法	婦人相談所		相談指導員	1531
			判定員（心理・職能判定員）	1532
		1-(17)	婦人相談員	1533
	婦人保護施設	1-(18)	入所者を指導する職員	1541
保健法 母子	母子健康包括支援センター	2-(76)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	2-(85)	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力 防止法	配偶者暴力相談支援センター	2-(86)	婦人相談員	5201
並びに 母子及び 夫婦福祉法	母子・父子福祉センター	1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	2-(16)	刑務官	5011
			法務教官	5012
			法務技官（心理）	5013
			福祉専門官	5014
少年院法	少年院	2-(16)	法務教官	5021
			法務技官（心理）	5022
			福祉専門官	5023
鑑別所法 少年	少年鑑別所	2-(16)	法務教官	5031
			法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	2-(17)	保護観察官	2641
			社会復帰調整官	2642
	保護観察所	2-(17)	保護観察官	2651
			社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	2-(18)	補導主任	2661
			補導員	2662
			福祉職員	2663
			薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	2-(81)	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害 補償保険法	労災特別介護施設	2-(19)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する 医療等に関する法律	難病相談支援センター	2-(73)	難病相談支援員	5061

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
の 成 年 後 見 制 度 の 利 用 に 関 する 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員 5141
そ の 他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員 2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員 5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員 5051
	地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員 2681
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業) 2-(54)	就労支援員 2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター 2751
		その他相談援助業務を行っている職員 2752
	地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員 2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員 2691
	ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員 2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員 2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員 2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	主任相談支援員 2891
		相談支援員 2892
		就労支援員 2893
		家計相談支援員 2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター 5071
	地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員 5151
子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員 5161	
厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(86)	相談援助業務を行っている相談員 9999	

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等)において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施)する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

入学申込書記入例

2024年度 社会福祉士(一般・短期)養成課程入学申込書

001

記入上の注意

- 1: 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- 2: □または○に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- 3: 濁点は同一様に記入、促音・拗音は枠内2分の1より下に記入。
- 4: この用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 5: この用紙はWeb出願の方は提出する必要はありません。

受験番号 ※本科使用欄

① 西暦 2023 年 10 月 25 日 現在

受験区分 ② 1: 推薦入試
2: 一般入試

志望課程 ④ 3: 短期養成課程(9ヶ月)
4: 一般養成課程(1年6ヶ月)



カ 志願者 ③ シ ャ ダ イ タ ロ ウ

漢 社 大 太 郎 旧姓

生年月日 西暦 2000 年 04 月 19 日 性別 ① 1: 男 2: 女 年齢 23

郵便番号 〒 204 - 8555 都道府県コード ⑤ 13

住所1 東京都清瀬市竹丘3 - 1 - 30 ⑥

住所2

TEL 042 - 496 - 3200 ⑦

FAX 042 - 496 - 3210

携帯 090 - XXXX - ΔΔΔΔ

E-mail XXXX@ΔΔΔ.com

名称 特別養護老人ホーム社大の園

所在地 〒 204 - XXXX 都道府県コード 13

東京都清瀬市○○○ - ○○

TEL 042 - 496 - ΔΔΔΔ

勤務先 ⑧ 勤務先種別名 特別養護老人ホーム 右記の勤務形態はどちらかに○をつけること。 ○ 常勤

勤務先 種別コード 202 職種名 生活相談員 □ 非常勤

職種名コード 04

入学要件となる学歴 学校名 竹丘福祉大学

学部学科 福祉学部福祉援助学科

卒業年月 西暦 2023 年 ④ 03 ⑨ 修業年限 4 ⑨ 必要・不要 0 0: 不要

1: 必要(240時間)

2: 必要(180時間)

入学資格 ⑩ E 一般養成課程(1年6ヶ月) □ 短期養成課程(9ヶ月)
A: 4年制大学卒業(見込) A: 福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業(見込)
B: 3年制短期大学等卒業・実務経験1年以上 B: 福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験1年以上
C: 2年制短期大学等卒業・実務経験2年以上 C: 福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験2年以上
D: 実務経験4年以上 D: 厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関を修了・実務経験2年以上
E: 4年制大学卒業・実務経験1年以上 E: 児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所で指導監督を行う所員、知的障害者福祉司等であった期間が4年以上である者

⑩ 実務経験年数 (2024年4月1日現在) 01 年 00 ヶ月 実務経験施設等種別 特別養護老人ホーム 実務経験職種 生活相談員

支払い方法 ○ 電子決済 (1: クレジットカード、2: コンビニエンスストア、3: ネットバンキング、4: paypay、pay-easy、ATM)

□ 郵便局窓口

⑪ 障がい等による支援の有無について □ 必要 ○ 不要 支援が必要な場合の具体的な内容 1: 車いすスペース 2: 手話通訳 3: その他 ()

入試情報

入学申込書作成時の注意事項

- (1) 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- (2) □または _____ に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- (3) 濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内 2 分の 1 より下に記入。
- (4) 用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (5) 用紙は Web 出願の方は提出する必要はありません。

① 記入日を忘れずに記入してください。

写真の規格等(次の 1)~2)に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください)

- ②
- 1) 受験申込前 6 ヶ月以内
 - 2) カラー写真、履歴書サイズ(4 cm×3 cm)
 - 3) 正面を向き、肩から上、脱帽、マスクを着用しない
 - 4) 両目が開いていて、目がはっきりと見える
 - 5) 写真裏面に氏名を記入

③ 氏名は戸籍抄本に記載されている字体で記入してください。(例:渡辺/渡邊)

④ 数字は 2 ケタで記入してください(例:「1」⇒「01」)

⑤ 都道府県コード、勤務先種別コード、職種名コードは 40~41 ページのコード一覧を参照して記入してください。

試験の結果通知等は、すべて現住所に郵送します。
記入が不正確だと、郵便物が届かずその後の手続き等ができなくなる場合があります。

⑥ 電話番号はご自宅か携帯電話のいずれか連絡がつく方を必ず記入してください。
FAX はお持ちの場合のみ記入してください。
こちらからお電話でご連絡する可能性がありますので記入漏れのないようにしてください。

⑦ メールアドレスはブロック体ではっきりと記入してください。
「0 と o」「1 と i」「l と 9」と「- と _」「u と v」といった間違いやすい文字や記号には、
「ゼロ」「オー」などふりがなをふってください。

⑧ 勤務先種別名：具体的な固有名称ではなく、41 ページを参照し、記入してください。
職種名：具体的な固有名称ではなく、40 ページを参照し、記入してください。
それぞれのコードも同ページを参照し、記入してください。

⑨ 修業年限とは、学校の課程において教育する期間(年数)のことです。
(例:四年制大学の場合は「4 年」、二年制の専門学校の場合は「2 年」)

実務経験年数は 2024 年 4 月 1 日現在の年数を記入してください。

⑩ 実務経験施設等種別：具体的な固有名称ではなく、42~55 ページを参照し、
実務経験に該当する施設・事業種類を記入してください。
実務経験職種：具体的な固有名称ではなく、42~55 ページを参照し、
実務経験に該当する施設・事業種類を記入してください。

⑪ 障がい等による支援の有無について、必要な方は具体的な内容を記入してください。
また障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。

実務経験証明書記入例

◆ 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等の証明権限を有する代表者(理事長、施設長等)が作成・証明するものです。

◆ 施設等の種類によって、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

1.	以下の2.と3.以外の施設・事業所・機関
2.	病院・診療所 (指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員は、上記1.を使用してください)
3.	市(区)町村社会福祉協議会 (社協が運営する施設(事業)職員は、上記1.を使用してください)

【対象者のみ 区分A～E】

受験番号

※本科使用欄

施設・事業所・機関職員用

実務経験証明書

(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦 2023年10月20日

①

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称	社会福祉法人 社大会		
所在地	〒204-×××× 東京都清瀬市〇〇〇-〇〇		
電話番号	042-496-△△△△		
代表者	役職	氏名	
	理事長	社事 大助	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
	総務課・主任	社事 大二郎	(社事)

②

之会法社
理人会
事社福
印長大社

③

④

次の者は、以下のとおり、社会福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

フリガナ	シャダイ タロウ	生年月日(西暦)	
氏名	社大 太郎	2000年4月19日生	
施設・事業所・機関の名称	特別養護老人ホーム 社大の園		
施設(事業)の種類	特別養護老人ホーム	施設・職種コード	
職種	生活相談員	1061	
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員	2. 非常勤職員	
2.非常勤職員に 該当する方は記入	(1)本人(非常勤雇用時)の1週間の就労時間	()	時間
	(2)常勤職員の1週間の就労時間	()	時間
※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。			
従業期間	西暦	2023年04月01日から	
	西暦	2024年03月31日まで	
受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。			

⑤

⑥

⑦

⑧

- 証明された内容に虚偽又は不正が判明した場合、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第二号の定めにより社会福祉士登録の取り消しとなりますのでご注意ください。
- 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

出願される方へ

- (1) 1ヶ所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算(合算)することで出願資格を満たせば出願することができます。この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となりますので、様式をコピーして作成してください。
- (2) 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別にお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「入学案内・募集要項」の実務経験証明書の作成に必要な部分(出願資格、指定施設における相談援助業務の範囲及びこのページ)を提示してください。
- (4) 入学申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(32～37ページ参照)(※外国籍の方は住民票)。

施設・事業所・機関の方へ(証明書作成時の注意事項)

- (1) 「指定施設における相談援助業務の範囲」(42～55ページ)を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として認められません。
- (2) 出願時(証明書作成時)に出願資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください(例えば2024年3月31日に受験資格を満たす予定がある場合は、2024年3月31日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください)。実務経験証明書を見込みで作成した場合は、入学後に確定した証明書を再交付してください(こちらが指定した期日までに提出がない場合、入学取り消しとなります)。
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、出願を無効とします。また証明権限を有する代表者はその顛末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。

- ① 忘れずに記入してください。
- ② ゴム印可。
※ 自己証明による実務経験証明書は認められません、他の証明権限を有する方に証明してもらう必要があります。
ただし、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本(登録事項証明書)の原本を、実務経験証明書に添付してください。
- ③ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ④ 実際に当該証明書を作成した方(事務長、事務担当者等)が記名押印してください。
- ⑤ 氏名 : 結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。
(出願時の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)が必要です。)
生年月日 : 西暦で記入してください。
- ⑥ 出願者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。(法人名ではありません。)
- ⑦ 施設(事業)等種類: 具体的な固有名称ではなく、42～55ページを参照し、施設・事業等の種類を記入してください。
職 種: 42～55ページを参照し、出願者が辞令交付されている出願資格に該当する職名を記入してください。
施設・職種コード : 42～55ページを参照し、コード(4ケタ)を記入してください。
- ⑧ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください。(2024年3月31日まで算定可能です。)

基礎科目履修証明書記入例

【短期養成課程 区分A～C】

受験番号

※本科使用欄

2009年4月1日入学者から適用の基礎科目

社会福祉士基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第1条

フリガナ	シャダイ タロウ	生年月日(西暦)
氏名	社大 太郎	
学部・学科・コース	社会福祉学部 福祉援助学科	1999 年 4 月 19 日 生
入学年月(西暦)	2018 年 4 月	卒業(見込)年月(西暦)
		2022 年 3 月

基礎科目	履修状況	大学等において基礎科目を読み替えている開講科目名	単位数
1 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム	履修	医学概論	2
	履修		2
	履修		
2 社会調査の基礎	履修	社会調査 I	2 <small>平成〇〇年〇月〇日 社援施発第〇〇号</small>
3 相談援助の基盤と専門職	履修		2
4 福祉行財政と福祉計画	履修		2
5 福祉サービスの組織と経営	履修		2
6 社会保障	履修		2
7 高齢者に対する支援と介護保険制度	履修		2
8 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		2
9 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修		2
10 低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		2
11 保健医療サービス	履修		2
12 就労支援サービス 権利擁護と成年後見制度 更生保護制度	履修 履修 履修	雇用政策論	2 <small>読替通知の範囲</small>

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。

2 上記基礎科目の「1」及び「12」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を 修めて卒業した 修めて卒業する見込みである ことを証明します。

(いずれが該当する方にチェックしてください)

(西暦)2023年 9月 10日

所在地 東京都清瀬市竹丘〇-〇-〇

大学等名 竹丘福祉大学

大学等代表者氏名 竹丘 五郎

竹丘福祉
大学学長
之 印

出願される方へ

入学申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(各課程の出願書類一覧を参考にしてください)(※外国籍の方は住民票)。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として無効です。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。

《大学等において、パソコン等により証明書を作成する場合》

- (1) 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。
- (2) 基礎科目の「1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム」及び「12 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度」については、履修している、履修していないにかかわらず、それぞれ3科目分の欄を必ず3行で作成してください。

①

氏名 : フリガナを忘れずに記入してください。
 生年月日 : 西暦を使用して記入してください。
 学部・学科 : 在籍する(した)学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した(または卒業見込の)年月を記入してください。
 (例えば、来春卒業する方は「2024年3月」(卒業見込)となります。)
 また、西暦を使用してください。

③

履修した(履修する見込を含む)科目 : 「履修」の文字を○で囲んでください。
 履修していない科目 : 「履修」の文字を二重線で消してください。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「基礎科目」と異なる場合には、その開講科目名を記入してください。
 「基礎科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入し、原則、2科目以降は科目ごとに枠内で改行してください。ただし、枠内に収まらない場合は、科目間を「&」でつないでください。
 開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。
 開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限ります。これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。
 厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「修めて卒業した」「修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方にレ点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

《個人情報の利用目的について》

本課程の入学試験のために出願書類として提出された、氏名・住所等の個人情報については、入学者の選抜、入学者の学籍管理、統計的資料の作成及びお問い合わせの際の本人確認を行うために利用します。

お問い合わせ・お申し込み

**日本社会事業大学通信教育科
社会福祉士養成課程**

🔍 日本社会事業大学 通信 ×



<https://tsushin.jcsw.ac.jp/>

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3200 FAX 042-496-3210